

# 長崎北部地域森林計画書

(長崎北部森林計画区)

計画期間

自	令和 5 年 4 月 1 日
至	令和 15 年 3 月 31 日

令和 4 年 12 月 28 日



長 崎 県

本計画は、森林法第5条第1項の規定により、同法第4条第1項の全国森林計画に即して、長崎北部森林計画区に係る民有林について、自然的、経済的、社会的諸条件を考慮した森林整備及び保全の目標、施業の指針、土地の保全に関する事項等を明らかにするとともに、計画期間内における伐採、造林、林道開設、保安施設等に関する計画を定めるものである。

なお、本計画の計画期間は、令和5年4月1日から令和15年3月31日までの10ヶ年間である。

# 目 次

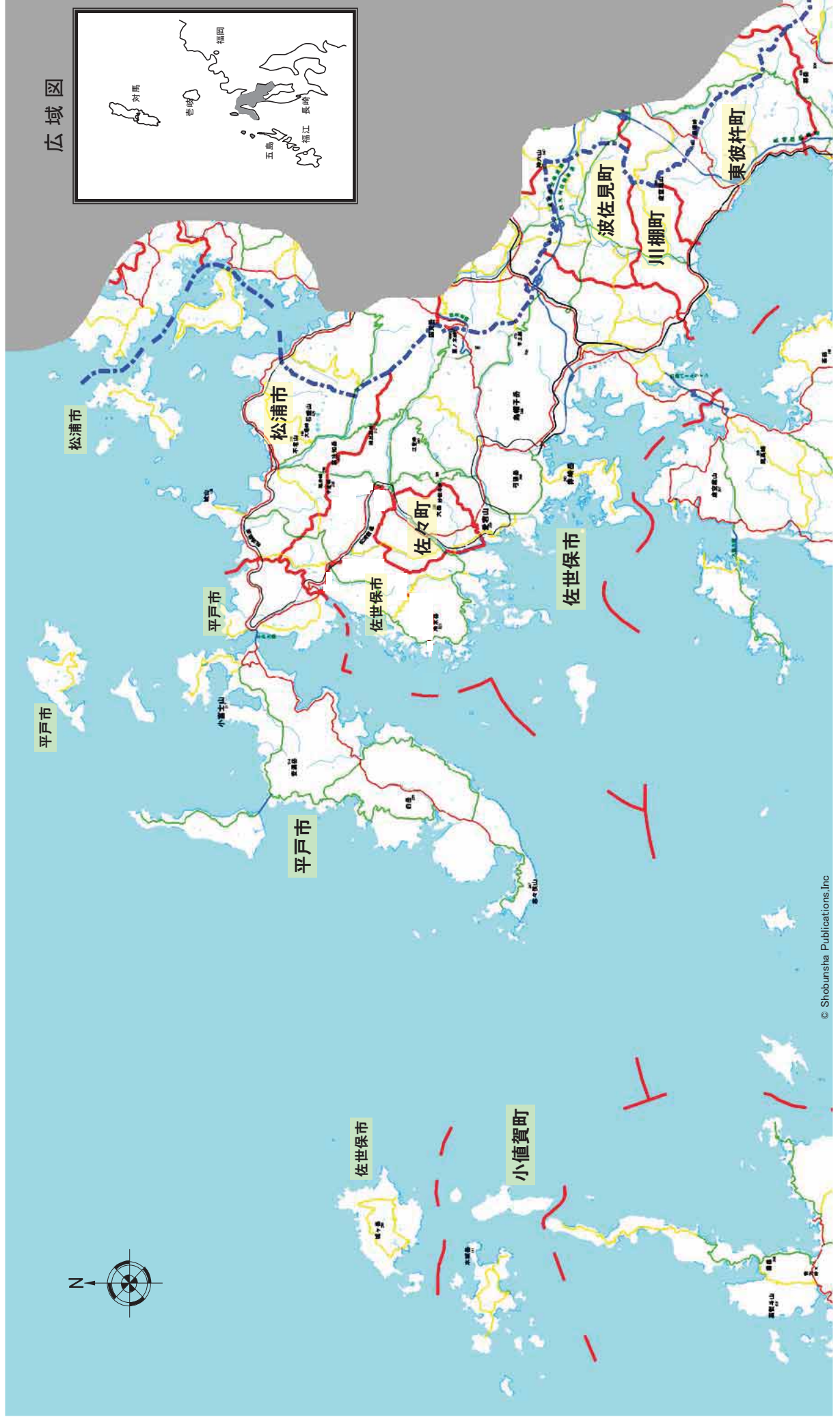
I	計画の大綱	
1	森林計画区の概況	1
(1)	位置及び行政区域	1
(2)	自然的背景	1
(3)	社会経済的背景	2
(4)	森林・林業の概況	3
2	前計画の実行結果の概要及びその評価	4
3	計画樹立に当たっての基本的な考え方	5
II	計画事項	
第1	計画の対象とする森林の区域	9
第2	森林の整備及び保全に関する基本的な事項	10
1	森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	10
(1)	森林の整備及び保全の目標	10
(2)	森林の整備及び保全の基本方針	10
(3)	計画期間において達成し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	13
2	その他必要な事項	13
第3	森林の整備に関する事項	14
1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	14
(1)	立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針	14
(2)	立木の標準伐期齢に関する指針	15
(3)	その他必要な事項	15
2	造林に関する事項	16
(1)	人工造林に関する指針	16
(2)	天然更新に関する指針	17
(3)	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針	18
(4)	その他必要な事項	18
3	間伐及び保育に関する事項	19
(1)	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針	19
(2)	保育の標準的な方法に関する指針	19
(3)	その他必要な事項	20
4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	21
(1)	公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針	21
(2)	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域における森林施業の方法に関する指針	22
(3)	その他必要な事項	22
5	林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	25
(1)	林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方	25
(2)	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方	25
(3)	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方	26
(4)	路網の規格・構造についての基本的な考え方	26
(5)	林産物の搬出方法等	26

(6) その他必要な事項	27
6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他 森林施業の合理化に関する事項	28
(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大及び 森林施業の共同化に関する方針	28
(2) 森林経営管理制度の活用に関する方針	28
(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	28
(4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	29
(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針	30
(6) その他必要な事項	31
第4 森林の保全に関する事項	32
1 森林の土地の保全に関する事項	32
(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に 特に留意すべき森林の地区	32
(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある 森林及びその搬出方法	33
(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	33
(4) その他必要な事項	33
2 保安施設地区の指定に関する事項	34
(1) 保安林の整備に関する方針	34
(2) 保安施設地区に関する方針	34
(3) 治山事業に関する方針	34
(4) 特定保安林の整備に関する事項	34
(5) その他必要な事項	35
3 鳥獣害の防止に関する事項	36
(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における 鳥獣害の防止の方法に関する方針	36
(2) その他必要な事項	36
4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項	37
(1) 森林病虫害等の被害対策の方針	37
(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く）	37
(3) 林野火災の予防の方針	37
(4) その他必要な事項	37
第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項	38
(1) 保健機能森林の区域の基準	38
(2) その他保健機能森林の整備に関する事項	38
第6 計画面積等	40
1 間伐立木材積その他の伐採立木材積	40
2 間伐面積	40
3 人工造林及び天然更新別の造林面積	40
4 林道の開設及び拡張に関する計画	41

5	保安林の整備及び治山事業に関する計画	43
(1)	保安林として管理すべき森林の種類別面積等	43
(2)	保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	44
(3)	実施すべき治山事業の数量	45
6	要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について 実施すべき森林施業の方法及び時期	46
第7	その他必要な事項	47
1	保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法	47
(附)	参考資料	
1	森林計画区の概要	58
(1)	市町村別土地面積及び森林面積	58
(2)	地況	58
(3)	土地利用の現況	59
(4)	産業別生産額	59
(5)	産業別就業者数	60
2	森林の現況	61
(1)	齢級別森林資源表	61
(2)	制限林、普通林別森林資源表	65
(3)	市町村別森林資源表	66
(4)	所有形態別森林資源表	67
(5)	制限林の種類別面積	69
(6)	樹種別材積表	70
(7)	特定保安林の指定状況	70
(8)	荒廃地等の面積	70
(9)	森林の被害	70
(10)	防火線等の整備状況	70
3	林業の動向	71
(1)	保有山林規模別林家数	71
(2)	森林経営計画の認定状況	71
(3)	森林組合及び生産森林組合の現状	72
(4)	林業事業体等の現況	73
(5)	林業労働力の概況	73
(6)	林業機械化の概況	73
(7)	林道及び林業専用道の整備の概況	74
4	前期計画の実行状況	75
(1)	間伐立木材積その他の伐採立木材積	75
(2)	間伐面積	75
(3)	人工造林及び天然更新別面積	75
(4)	林道の開設及び拡張の数量	75
(5)	保安林の整備及び治山事業に関する計画	76
(6)	要整備森林の森林施業の区分別面積	76
5	森林資源の推移	77
(1)	分期別伐採立木材積等	77
(2)	分期別期首資源表	78
6	その他	79
(1)	長崎県天然更新完了基準	79
(2)	間伐指針表	82

(3) スギ・ヒノキ施業体系図	-----	84
(4) マテバシイの分布図	-----	88
(5) 持続的伐採可能量	-----	89

# 長崎北部森林計画区的位置図



担当者の職名及び氏名並びに樹立に従事した期間

所 属	職 名	氏 名	所 属	職 名	氏 名		
農 林 部 林 政 理 課	統	林 政 課 長	県	農林部 副 部 長	宮 崎 哲 司		
	括	総 括 課 長 補 佐		山 田 薫	中央	森林土木課長	徳 永 宇 之
		参 事		松 尾 尚 洋	振 興	専 門 幹	野 本 幸 治
	森 林 管 理	係 長	溝 口 哲 生	局	係 長	岩 崎 充 則	
		係 長	寺 崎 太 志		主 任 技 師	福 田 浩 一	
		係 長	吉 永 惣 一 郎		県	農林部 副 部 長	前 田 義 兼
	班	技 師	森 脇 里 奈	北 振 興 局	林 業 課 長	古 村 善 則	
					専 門 幹	岩 間 達 也	
					主 任 技 師	小 関 薫	
					主 任 技 師	山 田 修	
					技 師	小 澤 陽 大	

従事期間 自 令和4年4月1日  
至 令和5年3月31日



# I 計画の大綱

# I 計画の大綱

## 1 森林計画区の概況

### (1) 位置及び行政区域

本森林計画区は、長崎県北部地域の本土と離島を包括した地域である。

行政区域は、長崎県北振興局に属する佐世保市、平戸市、松浦市及び北松浦郡の小値賀町、佐々町と、長崎県中央振興局に属する東彼杵郡の東彼杵町、川棚町、波佐見町の3市5町で構成されている。

なお、本計画区の林野庁所管の国有林及び官行造林地は、九州森林管理局長崎森林管理署によって管理されている。

本計画区の土地総面積は、101,703haでそのうち森林面積は51,960haであり全体の51%を占めている。

### (2) 自然的背景

#### ① 地形

本森林計画区は、県本土の北部地域とその周辺に散在する無人島172を含む197の島しょから成っている。そのうち佐世保市の宇久島、寺島及び小値賀町の六島、野崎島、納島、小値賀島、黒島、大島、斑島の9島は特定有人国境離島地域を構成する離島である。

地形は、東部の佐賀県境は、国見山(776m)、八天岳(707m)、隠居岳(670m)、烏帽子岳(568m)、虚空蔵山(609m)、遠目岳(849m)等の山岳が連なり、山頂付近は、やや急傾斜を呈し、山麓にかけて、緩やかな丘陵が起伏して複雑な地形を形成している。

主な島しょは、平戸島、福島、鷹島、大島、生月島、小値賀島及び宇久島等があり、山岳は、平戸島の安満岳(530m)等がある。

河川は、佐々川(22km)、相浦川(20km)、志佐川(11km)、小森川(10km)、川棚川(19km)等中小規模の河川が下流域を潤している。

一方、海岸線は、変化に富み、その景観の美しさは、西海国立公園や北松県立公園として有名である。中でも北松浦半島西海岸の九十九島は全国でも屈指のリアス式海岸を形成している。

#### ② 地質・土壌

本土地域の地質は、第三紀層で、砂岩、頁岩の互層より構成されている。一般に山地の中腹以上の急峻地には玄武岩が露出し、低地部には第三紀層が分布しており、佐世保市、松浦市などには大規模な地すべり地域が多い。

平戸島は新第三紀層を基盤とし噴出した安山岩が分布し、生月島、小値賀島は大部分を玄武岩が占め、宇久島では安山岩、玄武岩が分布している。

東彼地区は、川棚川の沖積層を中心に、北部は砂岩・泥岩の互層、西部は玄武岩、東部は輝石安山岩・凝灰角礫岩で構成されている。

土壌は、本土地域では褐色森林土が大部分を占めて山岳の玄武岩地帯の低地部には地味良好な堆積土もみられるが、第三紀層地帯の海岸地帯は乾燥が激しく表土も浅い。

離島地域の山岳・丘陵地では、暗赤色土、褐色森林土が分布している。

### ③ 気候

対馬暖流の影響を受けて、気温は寒暖の差は少なく、比較的温暖である。

佐世保測候所における平成24年から令和3年までの観測結果によれば、年平均気温は17.4℃、年平均降水量は2,168mmである。

また、平戸測候所における平成24年から令和3年までの観測結果によれば、年平均気温は16.5℃、年平均降水量は2,447mmである。

風向きは、年間を通じて東または北の風が強く、夏期には台風の進路上になることが多い。

## (3) 社会経済的背景

### ① 土地利用の状況

本計画区の土地面積は、県全体の25%を占めている。

耕地の占める割合は、県平均の11%に対し12%と平均的であり、耕地の中の水田率をみると、県計の46%に対し60%と米作を主体とした農業が営まれている。

森林の占める割合は、県計の59%に対し51%と低く、工場・宅地等その他の占める割合が大きい。

### ② 人口

本計画区の人口は約345千人（令和2年10月1日現在）であり、県全体の26%に当たる。また、人口密度は県全体の318人/Km<sup>2</sup>に対し340人/Km<sup>2</sup>となっている。

### ③ 交通

本計画区の、南部に位置する佐世保市を中心に国道204号、205号、35号が南北に走り、北部の田平町から平戸大橋を通り平戸島の東部から中央部を国道383号が縦断している。自動車専用道路は、東彼杵町内を長崎自動車道が縦断し、佐世保市から波佐見町を経て、佐賀県武雄市へ西九州自動車道が横断している。

また、佐世保市南部の早岐から西海橋及び新西海橋経由で長崎市へ202号、206号が通り、これら国道を縦横に連絡する県道、市町村道の整備が進められている。

鉄道は、JR佐世保線、大村線が東及び南へ延びている。また、松浦鉄道が国道204号と並行して走っており、佐世保市が交通の要所となっている。

一方、本土と離島間を結ぶフェリー・船舶も多く、島民の生活に寄与している。

### ④ 地域産業の概要

本計画区の産業別就業人口は、令和2年国勢調査によると、総数172,227人である。第1次産業総数は10,527人（農業6,974人（4%）、林業144人（0%）、漁業3,409人（2%））

であり、第2次産業は36,020人（21%）、第3次産業は125,680人（73%）となっており、都市型構造の森林計画区であるといえる。

令和元年における産業別生産額は、第3次産業が79%を占め、第2次産業が18%、第1次産業で3%となっている。林業総生産額は、10億円で、県下林業総生産額47億円の22%である。

第1次産業のうち農業は、稲作を中心に畜産、特に肉用牛の飼育を組み合わせた複合経営を主体としているが、近年は、地域特性を活かしたみかん等の果樹、いちご、アスパラガス、茶、カーネーション等の産地化が進み、付加価値を高めた農産加工品の生産等が推進されている。漁業は、真珠、かき、魚類等の養殖が中心である。

第2次産業のうち、波佐見町及び佐世保市三川内地区は隣接する佐賀県有田地区とともに、窯業が中心である。

#### (4) 森林・林業の概況

##### ① 森林資源の状況

本計画区の森林は、51,960haのうち民有林49,414ha(95%)、国有林2,546ha(5%)となっている。

民有林の人工林は21,941ha、天然林23,564ha、その他3,910haとなっており、人工林率が44%と県平均の42%と同程度である。

樹種別構成は、スギ20%、ヒノキ27%、マツ3%、広葉樹50%となっており、他の計画区に比べてスギ及びマツの比率が高くなっている。

蓄積は、人工林831万2千 $m^3$ 、天然林374万9千 $m^3$ 、総計1,206万1千 $m^3$ で県全体の25%を占めている。なお、ha当たりの蓄積は人工林379 $m^3$ 、天然林159 $m^3$ となっている。

人工林の齢級構成は10齢級をピークとして、10齢級以上の面積が18,798ha(86%)となっており、主伐可能な齢級の林分が大半を占めている。樹種別にみると、スギでは13齢級、ヒノキでは11齢級にピークがある。

所有形態別面積は、私有林が92%を占め、その内訳は個人有林77%、林業公社7%、共有林8%、集落有林3%、団体有林3%、会社有林2%等となっている。

なお、林業公社所有の人工林は3,124haであり、計画区内の人工林の13%を占めており、対馬森林計画区の26%に次ぐ高さとなっている。

一方、公有林は8%でその内訳は市町村有林83%、県有林(県行造林を含む)16%、その他公有林1%となっている。

##### ② 森林資源の推移

民有林の面積は、平成29年度49,364haであったものが、令和4年度の調査では49,414haと50ha増加している。

また蓄積は、ha当たり254 $m^3$ であったものが、今回調査では265 $m^3$ と増加している。

##### ③ 伐採及び造林の動向

平成29年度～令和3年度の5ヶ年間の伐採量は、針葉樹19万4千 $m^3$ 、広葉樹1万3千 $m^3$ 、総計20万7千 $m^3$ となっており、平成24年度～平成28年度の5ヶ年間と比較すると、針葉樹では57%、広葉樹では118%となっている。

また、平成29年度～令和3年度の5ヶ年間の造林量の総量は85haで、平成24年度～平成28年度の5ヶ年間と比較すると、91%となっている。

##### ④ 林産物の動向

令和3年度の素材の生産量は28千 $m^3$ で県全体の16%を占めている。

また、令和3年次の特用林産物の生産量は、波佐見町を中心としたハラン282.2千束(県全体の7.2%)、平戸市や波佐見町を中心とした生しいたけ915.9t(同32%)、佐世保市と波佐見町のサカキ13.5t(同75%)、松浦市のしきみ30.5t(同99%)、東彼杵町の木炭3t(同6%)等となっている。

## ⑤ 林道の開設状況

令和3年度末現在における既設林道は、175路線、延長324kmである。林道密度は、令和3年度末で6.5m/haとなっており、県全体の6.3m/haより高い。

## ⑥ 保安林の指定状況（実面積）

保安林の面積は8,388haで、その種類別内訳は水源かん養保安林35%、土砂流出防備保安林38%、土砂崩壊防備保安林1%、防風保安林2%、干害防備保安林13%、魚つき保安林3%、保健保安林6%などとなっている。

ふるさと緑の生活環境基盤整備事業により、水資源の確保、災害の防備、環境の保全を目的とした保安林の指定が進められているものの、指定率は17%と他の計画区より低い。

## ⑦ 森林組合の概況

計画区内の森林組合は、佐世保市及び平戸市田平町、松浦市、佐々町を区域とする長崎北部森林組合、東彼杵郡3町を区域とする東彼杵郡森林組合、田平町を除く平戸市を区域とする平戸市森林組合の3組合がある。

順次主伐期を迎えるため林産体制の効率化と経営基盤の強化へ向けて令和元年度に佐世保市森林組合、松浦市森林組合、北松森林組合が広域合併した。

全体としては森林整備事業が主体であるが、一部の組合においては加工事業も行っており、平戸市森林組合では菌床しいたけを中心に販売事業で約9.7億円の販売高を上げている。

## ⑧ 自然公園等

自然公園等の特別地域内の森林面積は、西海国立公園が6,205ha、玄海国定公園が251ha、北松・大村湾県立公園が56haとなっている。

## 2 前計画の実行結果の概要及びその評価

### （1）伐採立木材積

#### ○ 計画と実行結果についての評価

主伐は、針葉樹では対計画比92%、広葉樹では対計画比87%とおおむね計画量を達成できた。

間伐は、作業道開設と高性能林業機械の組み合わせによる利用間伐は一定進んでいるものの、切捨間伐の対象林分の減少や労働力が主伐にシフトしていることなどから対計画比66%となった。

### （2）人工造林、天然更新別の造林面積

#### ○ 計画と実行結果についての評価

人工造林は対計画比48%と計画量の半分程度にとどまったが、平成24年度～平成28年度の5ヶ年間と比較すると、大幅に実行量は伸びてきている。しかしながら、森林所有者の再造林意欲は全体的に低下したままであり、林業経営意欲を喚起する環境整備を整えながら再造林による人工林資源の確保を引き続き図っていく必要がある。天然更新は、広葉樹の利用先があまりないことなどにより、対計画比55%と計画量を下回った。

### (3) 間伐面積

#### ○ 計画と実行結果についての評価

間伐面積は、前述のとおり利用間伐は一定進んでいるものの、切捨間伐の対象林分の減少とともに、労働力が間伐から主伐にシフトしているなどから、対計画比58%と計画量を下回った。

### (4) 林道の開設又は拡張の数量

#### ○ 計画と実行結果についての評価

開設の計画は21.2kmとしていたが、公共事業の縮小等により、実績は1.0kmであった。拡張については実行がなかった。

### (5) 保安施設の数量

#### ア 保安林の指定又は解除の面積

#### ○ 計画と実行結果についての評価

山地災害危険地区(治山事業予定地区)を優先して保安林の指定を行っており、指定面積の大幅な増加が難しい状況となっている。結果、指定面積は対計画比18%と低調に留まった。一方、解除は3haあった。

#### イ 治山事業

#### ○ 計画と実行結果についての評価

保安施設の箇所数は、事業への要請が強く、民心の安定のため積極的な整備を行った結果、対計画比91%でおおむね計画量を達成できた。

### (6) 要整備森林の整備の数量

該当なし

## 3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

### (1) 計画樹立の基本方針

森林は、木材等の林産物の供給、水源の涵養、山地災害の防止等の機能の発揮を通じて、県民生活と深く結びついてきた。

近年は、これらに加えて、保健・文化・教育的な利用の場の提供、良好な生活環境の保全等の機能の発揮や地球温暖化防止、生物多様性の保全等への寄与等、森林の持つ多面的機能への期待が高まっており、県民の要請は高度化・多様化してきている。

このような県民の期待の高まりに応えるため、森林の有する多面的機能の持続的な発揮を確保するには、持続可能な森林経営の一層の推進に努めることが重要な課題である。

本計画区の森林の現況をみると、人工林の造成は県下91千haのうち22千haを占め、高齢級の森林

が増加しており、引き続き適切な森林整備を実施することにより、資源として利用可能なものとしていく。また、森林に対する県民のニーズを踏まえた広葉樹林化や長伐期化など多様な森林整備を推進していく必要がある。

これらの森林資源を有効に利用しながら森林の有する多面的機能の持続的な発揮を図るため、施業方法を適切に選択し、計画的に森林の整備及び保全を進めながら、望ましい森林の姿を目指すものとする。

その際、全ての森林は多種多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与していることを踏まえ、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件・立地条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されることが望ましい。

以上の認識のもとに、「森林法」第5条の規定により、「全国森林計画」に即し、計画区内の国有林との連絡調整を図りつつ、次の事項について定めるものである。

#### ① 計画の対象とする森林の区域

森林法第2条第3項に規定する民有林であって、自然的・経済的・社会的諸条件及びその周辺の地域における土地利用の動向からみて、森林として利用することが相当であると認められる民有林を対象とする。

#### ② 森林の整備及び保全に関する基本的事項

ア 森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的な機能を総合的かつ高度に発揮させるための適切な森林施業を実施するため、機能ごとにその機能発揮の上から望ましい森林資源の姿を明らかにするものとする。

イ 森林の整備及び保全の基本方針は、森林の構成、森林の有する機能、林道の整備状況、社会的要請等を総合的に勘案し、森林の有する多面的な機能について、それぞれの機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林整備及び保全の基本方針について定めるものとする。

#### ③ 森林の立木竹の伐採に関する事項

ア 伐採立木材積は、森林資源の保続を図ることを基本とし、森林の有する木材等生産機能と県土保全、水資源の確保等の公益的機能との調和を保ちつつ、森林資源の構成状況、当計画区における森林資源の推移、林道（林業専用道を含む。以下同じ。）の開設状況、伐採傾向及び複層林の造成等により人工林の伐採年齢の多様化、長期化、齢級構成の平準化を図ること等を勘案し計画するものとする。

イ 立木竹の伐採に関する事項は、当計画区における気候、地形、地質、土壌その他の自然条件、林況、森林の有する諸機能の発揮に対する要請、既往の施業体系等を勘案し、立木の標準伐期齢及び立木の伐採（主伐）の標準的方法等市町村森林整備計画を定めるに当たっての指針、その他必要な事項を定めることとする。

#### ④ 造林に関する事項

ア 造林面積は、当計画区における③により定める伐採立木材積に見合う伐採面積、伐採跡地（伐採により生じた無立木地）、未立木地、その他造林すべき状態にある土地、過去の造林傾向等を勘案して定めるものとする。

イ 造林に関する事項は、当計画区における気候、地形、土壌等の自然条件、森林資源の構成、森林に対する社会的要請、施業制限の有無、木材の利用状況等を勘案し、市町村森林整備計画において人工造林に関する事項、天然更新に関する事項及び植栽によらなければ適確な更新が困難な森林を定めるに当たっての指針、その他必要な事項を定めるものとする。

⑤ 間伐及び保育に関する事項

ア 間伐立木材積は、③の伐採立木材積と同様の事項を勘案して定めるものとする。

イ 間伐及び保育に関する事項は、当計画区における既往の施業体系、間伐、保育の実施状況等を勘案し、間伐面積、市町村森林整備計画の規範となる間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法及び保育の標準的な方法を定めるに当たっての指針、その他必要な事項を定めるものとする。

⑥ 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

当計画区における気候、地形、地質、土壌その他の自然条件、林況、森林の有する諸機能の発揮に対する要請、既往の施業体系等を勘案して、市町村森林整備計画において公益的機能別施業森林等の区域を定めるに当たっての基準を定めるほか、当該区域の施業の方法を定めるに当たっての指針、その他必要な事項を定めるものとする。

⑦ 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

林道の開設及び拡張（改良又は舗装をいう。）に関する計画、「主伐時における伐採・搬出指針（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）」を踏まえ、更新を確保するための林産物の搬出方法を特定する必要がある森林の所在並びにその搬出方法のほか、その他必要な事項として、林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方、効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方、路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域の基本的な考え方及び路網の規格・構造についての基本的な考え方、その他必要な事項を定めるものとする。

林道の開設及び拡張に関する計画は、当計画区における利用すべき森林の状況、③から⑤までにより定める伐採立木材積及び間伐立木材積、造林面積、過去の林道の開設状況等を勘案して定めるものとする。

⑧ 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針、森林施業の共同化に関する方針、林業に従事する者の養成及び確保に関する方針、作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針及び林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針、その他必要な事項を定めるものとする。

⑨ 森林の土地の保全に関する事項

ア 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区、森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法を定めるものとする。

イ 土地の形質の変更に当たっては、地区の選定や土工に関する事項、太陽光発電施設の設置の適正な運用及び地域住民への配慮などに関する留意事項を定めるものとする。



⑩ 保安施設に関する事項

ア 保安林の指定については、保安林の配備状況等を踏まえ、保全対象等地域の実情を勘案し、水源の涵養、災害の防備、保健・風致の保存等の森林の有する公益的機能の確保及び向上を目的として計画するものとする。

イ 治山事業については、安全で潤いのある県土の保全、水源涵養機能の拡充強化、快適な生活環境の保全等、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地を対象として、災害発生形態の変化に応じた、山地治山及び保安林整備等の事業を計画するものとする。

⑪ 森林の保護等に関する事項

森林病虫害等の被害対策の方針、鳥獣による森林被害対策の方針、林野火災の予防の方針、その他必要な事項を定めるものとする。

⑫ 保健機能森林の整備に関する事項

森林資源の構成、周辺における森林レクリエーションの動向等を勘案し、市町村森林整備計画を定めるに当たっての指針、その他必要な事項を定めるものとする。

⑬ その他必要な事項

制限林の所在を明らかにし、その施業方法を定めるものとする。

## II 計画事項

## II 計画事項

### 第1 計画の対象とする森林の区域

市町村別面積

単位（面積：ha）

区 分	面 積	備 考
総 数	49,414.29	
佐 世 保 市	19,565.21	
平 戸 市	12,350.54	
松 浦 市	5,931.83	
小 値 賀 町	1,100.66	
佐 々 町	1,746.77	
東 彼 杵 町	3,187.91	
川 棚 町	2,118.12	
波 佐 見 町	3,413.25	

- 注 1. 計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の私有林とする。
2. 地域森林計画の対象森林は、森林法第10条の2に基づく林地の開発行為の許可制及び同第10条の7の2第1項の森林の土地の所有者となった旨の届出並びに同第10条の8第1項に基づく伐採及び伐採後の造林の届出制の対象となる。
3. 森林計画図の縦覧場所は、長崎県農林部林政課、長崎県振興局林務関係部署及び各市役所、町役場とする。

## 第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

### 1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

#### (1) 森林の整備及び保全の目標

森林のおかれている自然的・社会的・経済的諸条件を踏まえ、水源涵養機能、山地災害防止機能／土壌保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能、木材等生産機能の区分ごとに、重視すべき機能の発揮の上から望ましい森林資源の姿を次のとおりと定める。

森林の有する機能	機能の発揮の上から望ましい森林資源の姿
水源涵養機能	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林
山地災害防止機能 ／土壌保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林
快適環境形成機能	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林
保健・レクリエーション機能	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林
文化機能	史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林
生物多様性保全機能	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林
木材等生産機能	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

#### (2) 森林の整備及び保全の基本方針

森林の有する各機能の充実と機能間の調整を図り、多面的機能を総合的かつ高度に発揮さ

せるため、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進する。

具体的には、森林の有する水源涵養、山地災害防止／土壤保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材等生産の各機能を高度に発揮するための適切な森林施業の実施、林道等の路網の整備、委託を受けて行う森林施業又は経営の実施、保安林制度の適切な運用、山地災害の防止、森林病虫害や野生鳥獣害の被害対策などの森林の保護等に関する取組を推進する。

その際、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割はもとより、急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の存在等の社会的情勢の変化、近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化、流域治水と連携した対策の必要性、花粉発生源対策の推進の必要性、放射性物質の影響等にも配慮する。また、森林の状況を的確に把握するための森林資源のモニタリングの適切な実施や、リモートセンシング及び森林GISの効果的な活用を図ることとする。

森林の有するこれらの機能ごとの森林整備及び保全の基本方針を下記のとおり定める。

#### (水源涵養機能)

ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林及び地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林については、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。また、自然条件や県民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。

ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。

#### (山地災害防止機能／土壤保全機能)

山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林については、山地災害防止機能／土壤保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、災害に強い県土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。また、自然条件や県民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。

集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。

#### (快適環境形成機能)

県民の日常生活に密接な関わりを持つ里山林等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林については、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐

等を推進することとする。

快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとする。

#### (保健・レクリエーション機能)

観光的に魅力ある高原、溪谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、県民の保健・教育的利用等に適した森林については、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、県民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や県民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。

また、保健等の保存のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。

#### (文化機能)

史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林については、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。

また、風致の保存のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。

#### (生物多様性保全機能)

全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。

このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方に基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件・立地条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。

とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。

また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。

#### (木材等生産機能)

林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林については、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとする。

具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とする。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。

また、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行う。

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

単位（面積：ha 蓄積：m<sup>3</sup>/ha）

区 分		現 況	計 画 期 末
面	育 成 単 層 林	22,215	22,240
	育 成 複 層 林	170	241
積	天 然 生 林	23,119	23,012
森 林 蓄 積		265	266

- 注1 育成単層林は、森林を構成する林木を皆伐により伐採し、単一の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林。例えば、植栽によるスギ・ヒノキ等からなる森林。
- 2 育成複層林は、森林を構成する林木を択伐等により伐採し、複数の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林。例えば、針葉樹を上木とし、広葉樹を下木とする森林。
- 3 天然生林は、主として天然力を活用することにより成立させ維持される森林。例えば、天然更新によるシイ・カシ等からなる森林。

## 2 その他必要な事項

森林の有する多面的な機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適切な施業方法を選択するとともに、造林樹種の選定、保育、間伐等の適正な実施により、機能発揮の上から望ましい森林資源の姿に誘導するよう努めることとする。

### 第3 森林の整備に関する事項

#### 1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

##### （1）立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

立木の伐採（主伐）については、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）」を踏まえて行うこととし、森林の有する多面的な機能の維持増進を図るため立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針を以下のとおり定めるものとする。

なお、立木の伐採（主伐）の標準的な方法は市町村森林整備計画において立木の伐採（主伐）を行う際の規範として定めるものとする。

立木竹の伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、皆伐又は択伐によるものとする。

##### ア 皆伐

皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。

皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、一か所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、適確な更新を図るものとする。

##### イ 択伐

択伐については、主伐のうち森林の構成を著しく変化させることなく逐次更新を確保することを旨として、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものとする。択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によるものとする。

主伐に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うものとし、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保するものとする。また、伐採の対象とする立木については、（2）に記載する標準伐期齢以上を目安として選定するものとする。

また、伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮するものとする。また、自然条件が劣悪なため、更新を確保するため伐採の方法を特定する必要がある森林における伐採の方法については、択伐等適確な更新に配慮したものとする。さらに、林地の保全、風致の維持並びに溪流周辺及び尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置するものとする。

人工林の生産目標ごとの主伐の時期は、経営目的により下表を目安として定めるものとする。



地 区	樹 種	施業体系	主伐の時期 (年)
長 崎	ス ギ	短伐期	5 0
		長伐期	7 0
北 部	ヒノキ	短伐期	5 5
		長伐期	8 0

(注) 長伐期施業とは標準伐期齢のおおむね2倍以上に相当する林齢を超える林齢において主伐を行う森林施業をいう。以下同じ。

## (2) 立木の標準伐期齢に関する指針

立木の標準伐期齢は、平均成長量が最大となる林齢を基準に、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案して定めるものとする。

なお、標準伐期齢は地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として市町村森林整備計画で定めるものであるが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を義務付けるものではない。

また、特定苗木などが調達可能な地域では、その特性に対応した標準伐期齢の設定を行うよう努めるものとするが、当面は下表により対応するものとする。

標準伐期齢を示す基礎林齢

単位（年）

地 区	ス ギ	ヒノキ	マツ類	その他針葉樹	広葉樹
長崎北部森林計画区	3 5	4 0	3 5	4 0	2 0

## (3) その他必要な事項

木材生産機能の維持増進を図る森林の区域においては、持続的、安定的な木材等の生産を図るため、地域の実情に応じた伐採を行うものとする。

## 2 造林に関する事項

造林については、裸地状態を早期に解消して公益的機能の維持を図るため、更新すべき期間内に造林を行うものとし、その方法については、気候、地形、土壌等の自然条件に応じて、人工造林又は天然更新によるものとする。特に、伐採後に適確な更新が図られていない伐採跡地については、それぞれの森林の状況に応じた方法により早急な更新を図るものとする。なお、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における造林の方法は、人工植栽によるものとする。

### (1) 人工造林に関する指針

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うものとする。

#### ア 人工造林の対象樹種に関する指針

造林すべき樹種は、適地適木を旨とし、広葉樹や郷土樹種を含む幅広い樹種の造林を促すことを基本として、自然条件、地域における造林種苗の需給動向及び木材の利用状況等を勘案し、下表のとおりとする。

なお、人工造林の対象樹種は、市町村森林整備計画において人工造林を行う際の樹種の選択の規範として定めるものとする。

区 分	樹 種
針葉樹	スギ、ヒノキ、アカマツ、クロマツ、マキ、イチヨウ、カヤ、 その他有用針葉樹
広葉樹	クヌギ、コナラ、キリ、ケヤキ、クスノキ、ヤマザクラ、ツバキ、 その他有用広葉樹

また、特定苗木などの成長に優れた苗木や少花粉スギなどの花粉症対策に資する苗木の確保を図るため、その増加に努めるものとする。

#### イ 人工造林の標準的な方法に関する指針

##### ①植栽本数

森林の確実な更新を図るため、自然条件、既往の造林方法等を勘案して、人工造林については、多様な施業体系や生産目標に対応した幅広い植栽本数を適用するものとし、標準的な植栽本数は、下表のとおりとする。

樹 種	仕立て方法	植栽本数 (本/ha)
スギ	中仕立て	1,500~3,000
ヒノキ	中仕立て	1,500~3,000

##### ②地拵えの方法

伐採木及び枝条等が植栽の支障とならないように整理することとし、気象害や林地の保全に配慮する必要がある場合には筋置とするなどの点に留意するものとする。

なお、コンテナ苗の活用や高性能林業機械による伐採・搬出作業と同時並行して地拵えや植栽を行なう伐採と造林の一貫作業システム、低密度植栽の導入など、作業の

効率化・省力化に努めるものとする。

### ③植付け方法

気候その他の自然条件及び既往の植付け方法を勘案して定めるとともに、適期に植付けるものとする。

なお、人工造林の標準的な方法（樹種別及び仕立ての方法別の標準的な植栽本数を含む。）は、市町村森林整備計画において人工造林を行う際の規範として定めるものとする。

### ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図るため、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林及び皆伐による伐採に係るもので、人工造林により更新を図るものについては、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に更新するものとする。ただし、択伐による伐採に係るものについては、伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新を完了するものとする。

なお、伐採跡地の人工造林をすべき期間は、市町村森林整備計画において人工造林を行う際の規範として定めるものとする。

## （2）天然更新に関する指針

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うものとする。

### ア 天然更新の対象樹種に関する指針

天然更新の対象樹種は（附）参考資料の7の（1）長崎県天然更新完了基準（平成19年5月30日）の3に記載のとおりとする。

このうち、ぼう芽更新が可能な樹種は、将来高木となりうる広葉樹とする。

なお、天然更新の対象樹種は、市町村森林整備計画において天然更新を行う際の規範として定めるものとする。

### イ 天然更新の標準的な方法に関する指針

#### ①期待成立本数及び天然更新すべき本数

天然更新すべき本数の基準となる期待成立本数は16,000本/haとし、天然更新すべき立木の本数は5,000本/ha（ただし、草丈以上のものに限る）とする。

#### ②天然更新補助作業の標準的方法

天然更新に当たって、天然下種更新による場合には、それぞれの森林の状況に応じて、地表処理、刈出し、植込み等の天然更新補助作業を行うものとする。

a 地表処理については、ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条整理等の作業を行うものとする。

b 刈出しについては、ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行うものとする。

c 植込みについては、天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽するものとする。

ぼう芽更新による場合には、ぼう芽の優劣が明らかとなる2年目頃に、根または地際部から発生しているぼう芽を、1株当たりの仕立て本数3～4本を目安として、ぼう芽整理を行うものとする。

③ 伐採跡地の天然更新の完了を確認する方法

長崎県天然更新完了基準の6に記載のとおりとする。

なお、天然更新の標準的な方法は、市町村森林整備計画において天然更新を行う際の規範として定めるものとする。

ウ 伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため、伐採跡地の天然更新をすべき期間は、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内とする。

なお、伐採跡地の天然更新をすべき期間は、市町村森林整備計画において天然更新を行う際の規範として定めるものとする。

(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

ぼう芽更新に適した立木や天然下種更新に必要な母樹の賦存状況、天然更新に必要な稚幼樹の生育状況、林床や地表の状況、病虫獣などの被害の発生状況等の観点から、天然下種及びぼう芽による方法では、更新の確保が期待できない森林とし、市町村森林整備計画において基準を定めるものとする。

(4) その他必要な事項

該当なし

### 3 間伐及び保育に関する事項

第2の森林の整備及び保全に関する基本的な事項、第6の1の間伐立木材積その他の伐採立木材積及び第6の2の間伐面積を踏まえ、次の事項を定めるものとする。

#### (1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

間伐については、林冠がうっ閉（隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が林地を覆ったようになること）し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採して行う伐採の方法であって、伐採後、一定の期間内に林冠がうっ閉するよう、行うものとする。

間伐に当たっては、森林の立木の成育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図るため、経営目的により下表に示す内容を基礎とし、地域における既往の間伐の方法を勘案して定めるものとする。また、施業の省略化・効率化の観点から、列状間伐の導入を検討する。

なお、間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法は、市町村森林整備計画において間伐を行う際の規範として定めるものとする。

地 域	樹 種	施業体系	間伐時期（年）					間 伐 の 方 法
			初 回	2 回 目	3 回 目	4 回 目	5 回 目	
東 彼 杵 郡	ス ギ	短伐期	1 6	2 1	2 7	3 4	4 2	原則として、長崎県 間伐指針表（短伐期）及び長伐期施業 体系図（長伐期）の とおり  ※（附）参考資料の 7の（2）及び（3）
		長伐期	2 0	2 8	3 6	5 0		
	ヒノキ	短伐期	1 7	2 3	3 0	4 0		
		長伐期	2 0	3 0	4 2	5 4		
その他	ス ギ	短伐期	1 9	2 6	3 4	4 3		
		長伐期	2 0	2 7	3 8	5 0		
	ヒノキ	短伐期	2 2	3 1	4 4			
		長伐期	2 0	2 8	3 8	5 2		

（注）保安林にあっては、保安林の指定施業要件として定められた間伐率の範囲内で行うこと。

#### (2) 保育の標準的な方法に関する指針

保育の種類は、原則として下刈り、つる切り及び除伐とし、森林の立木の生育の促進及び林分の健全化を図るため、下表に示す内容を基礎とし、地域における既往の保育の方法を勘案して定めるものとする。

なお、保育の標準的な方法は、市町村森林整備計画において森林の保育を行う際の規範として定めるものとする。

保育の 種 類	樹 種	実 施 林 齢 ・ 回 数															
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
下 刈	ス ギ	①	②	②	①	①	①	①	←	→	①						
	ヒノキ	①	②	②	①	①	①	①	←	→	①						
つる切	ス ギ							①	←	→	①						
	ヒノキ								①	←	→	①					
除 伐	ス ギ											①	←	→	①		
	ヒノキ												①	←	→	①	

(注) 1 ①、②は、実施回数。

2 下刈りは、目的樹種の成長を阻害する草本植物等を除去し、目的樹種の健全な育成を図るため、特に作業の省略化・効率化にも留意しつつ、局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じた適切な時期に、適切な作業方法により行う。また、その実施時期については、目的樹種の生育状況、植生の種類及び植生高により判断する。

3 つる切りは、下刈終了後除伐時に至るまでの期間に行い、繁茂の状況に応じてその都度行う。

4 除伐は、下刈終了後、林冠がうっ閉する前の森林において、目的外樹種及び不良木を除去し、目的樹種の健全な成長を図るため、森林の状況に応じて適時適切に行う。この場合、急激な環境変化が生じないように配慮する。また、目的外樹種であっても、その生育状況や将来の利用価値を勘案し、有用なものは保残し、育成する。

### (3) その他必要な事項

該当なし

#### 4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法は、下記により定める区域の基準及び施業の方法の指針に基づき、市町村森林整備計画において定めるものとする。

##### (1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

###### ア 区域の設定の基準に関する指針

保安林など法令に基づき森林施業に制限を受ける森林の所在、森林の自然条件、森林の機能の評価区分及び下記の例等を参考にして、第2の1の(2)森林の整備及び保全の基本方針に基づき、「水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」、「土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」、「快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」又は「保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」の区域を設定するものとする。

なお、この場合において、各公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域が重複するときは、それぞれの機能の発揮に支障がないように定めるものとする。

(例1) 「水源涵養機能」と関係が深いダム集水区域や主要な河川の上流水源地としては、佐世保市川谷ダム集水域、同市山の田水源地、東彼杵町竜頭泉等がある。また、水源の森として佐世保市菰田(こもだ)・佐々川源流、平戸市安満川、川棚町木場・岩屋等がある。

(例2) 「山地災害防止機能／土壌保全機能」と関係が深い山地災害防止施設としては、松浦市の石倉山等の施設が整備されている。

(例3) 「保健文化機能」と関係が深い公園地域としては、佐世保市烏帽子岳、同市冷水岳、川棚町大崎半島、同町悠久の森等があるが、大崎半島にはヤマセミ、ハヤブサ等の貴重な動植物も棲息している。また、優れた景観として佐世保市周辺の九十九島等があり、西海国立公園に指定されている。

###### イ 森林施業の方法に関する指針

公益的機能別施業森林において推進されるべき公益的機能別森林施業は、第2の1の(2)森林の整備及び保全の基本方針及び別表「伐採の方法を定める必要のある森林の指定基準」に基づき、水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林においては、伐期の間隔の拡大とともに皆伐によるものについては伐採面積の規模を縮小するものとする。

また、土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林においては、特にこれらの公益的機能の発揮を図る森林については択伐による複層林施業を行い、それ以外の公益的機能別施業森林については複層林施業を行うものとする。ただし、適切な伐区の配置等により、一部を皆伐しても、維持増進を図るべき公益的機能を発揮することができる場合には、長伐期施業を行った上で皆伐することも可能であり、この場合、長伐期施業を推進すべき森林における皆伐については伐採に伴って発生する

裸地の縮小及び分散を図るものとする。

さらに、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に、地域独自の景観等が求められ、風致の優れた森林の維持又は造成を図る場合は特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うものとする。

なお、公益的機能別森林施業の設定に当たっては、自然的社会的経済的諸条件を総合的に勘案して、森林所有者が受認し得る範囲内で定めるものとする。

## (2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域における森林施業の方法に関する指針

### ア 区域の設定の基準

森林の自然条件、森林の機能の評価区分等を参考に、森林の一体性も踏まえつつ、林木の生育が良好な森林で地形、地理等から効率的な森林施業が可能な森林の区域について設定するものとする。また、この区域のうち、林地生産力が高く、林道等からの距離が近いといった、林業経営に有利なエリアを、特に効率的な施業が可能な森林の区域として定めるものとする。

なお、この場合において、(1)の区域と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように定めるものとする。

### イ 森林施業の方法に関する指針

木材の生産機能の維持増進を図る森林については、森林の公益的機能の発揮に留意しつつ、木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた、「1 森林の立木竹の伐採に関する事項」に記載のとおり主伐の時期及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等の実施並びに森林施業の集約化を通じた効率的な森林整備を推進するものとする。なお、特に効率的な施業が可能な森林における人工林の伐採後は、原則、植栽による更新を行うものとする。

## (3) その他必要な事項

該当なし



別表「伐採の方法を定める必要のある森林の指定基準」

(1) 複層林施業を推進すべき森林

<p>① 人家、農地、森林の土地又は道路その他の施設の保全のため伐採の方法を定める必要がある森林 (山地災害防止機能／土壤保全機能)</p>	<p>次の条件のいずれかに該当する森林 (ア) 地形 a 傾斜が急な箇所であること。 b 傾斜の著しい変移点を持っている箇所であること。 c 山腹の凹曲部等地表流水又は地中水の集中流下する部分を持っている箇所であること。 (イ) 地質 a 基岩の風化が異常に進んだ箇所であること。 b 基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所であること。 c 破碎帯又は断層線上にある箇所であること。 d 流れ盤となっている箇所であること。 (ウ) 土壤等 a 火山灰地帯等で表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い土壤から成っている箇所であること。 b 土層内に異常な滞水層がある箇所であること。 c 石礫地から成っている箇所であること。 d 表土が薄く乾性な土壤から成っている箇所であること。</p>
<p>② 生活環境の保全及び形成のため伐採の方法を定める必要がある森林 (快適環境形成機能)</p>	<p>次のいずれかに該当する森林 (ア) 都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林 (イ) 市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林 (ウ) 気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林</p>
<p>③ 自然環境の保全及び形成並びに保健・教育・文化的利用のため伐採の方法を定める必要がある森林 (保健・レクリエーション機能/文化機能/生物多様性保全機能)</p>	<p>次のいずれかに該当する森林 (ア) 湖沼、瀑布、溪谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林 (イ) 紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの (ウ) ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林 (エ) 希少な生物の保護のため必要な森林（択伐に限る。）</p>

注：適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分の保全機能、生活環境保全機能及び風致の維持等の確保が可能な場合には、長伐期施業等を推進すべき森林

(2) 伐採面積の規模を縮小した皆伐を推進すべき森林

<p>水質の保全又は水量の 安定的確保のため伐採の 方法を定める必要がある 森林 (水源涵養機能)</p>	<p>次の条件のいずれかに該当する森林</p> <p>(ア) 地形について</p> <ul style="list-style-type: none"><li>a 標高の高い地域</li><li>b 傾斜が急峻な地域</li><li>c 谷密度の大きい地域</li><li>d 起伏量の大きい地域</li><li>e 溪床又は河床勾配の急な地域</li><li>f 掌状型集水区域</li></ul> <p>(イ) 気象について</p> <ul style="list-style-type: none"><li>a 年平均又は季節的降水量の多い地域</li><li>b 短時間に強い雨の降る頻度が高い地域</li></ul> <p>(ウ) その他</p> <p>大面積の伐採が行われがちな地域</p>
---	---

## 5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

### (1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道等路網の開設については、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなるものとする。その開設については、森林の整備及び保全、木材の生産及び流通を効率的かつ効果的に実施するため、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮しつつ推進する。

その際、高性能林業機械の開発の進展状況等も考慮しながら、第3の5の(2)に示す効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準を目安に、傾斜区分と導入を図る作業システムに応じた目指すべき路網整備の水準を踏まえつつ、林道(林業専用道を含む。以下同じ)及び森林作業道を適切に組み合わせて整備する。

また、林道等の整備については、自然条件や社会的条件が良好であり、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に、効率的な森林施業や木材の大量輸送等への対応の視点を踏まえて推進する。特に、林道の開設に当たっては、災害の激甚化や走行車両の大型化、未利用材の収集運搬の効率化に対応し、河川沿いを避けた尾根寄りの線形選択、余裕のある幅員や土場等の適切な設置、排水施設の適切な設置等を推進する。また、既設林道の改築改良に当たっては、走行車両の大型化等に対応できるよう、曲線部の拡幅や排水施設の機能強化など質的な向上を図るものとする。

#### ○ 基幹路網の現状

区 分		路 線 数	単 位 延 長 : km
			延 長
基幹路網		173	323
	うち林業専用道	2	1

### (2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準は以下のとおりとする。

また、路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムの構築に当たっては、地形・地質、土質、森林の状態などの自然条件や森林の所有形態、経営方針、事業体の経営規模、木材加工産業の状態などの社会経済的条件等多くの因子を勘案する必要があるが、ある程度共通の条件を持つ地域において、目標とすべき典型的な作業システムを共有し、路網の整備と機械の導入をセットにして、地域関係者が一体的に取り組むものとする。

○ 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

単位 路網密度：m/ha

区分	作業システム	路網密度	
			基幹路網
緩傾斜地 (0° ~ 15°)	車両系 作業システム	110以上	35以上
中傾斜地 (15° ~ 30°)	車両系 作業システム	85以上	25以上
	架線系 作業システム	25以上	25以上
急傾斜地 (30° ~ 35°)	車両系 作業システム	60以上	15以上
	架線系 作業システム	20以上	15以上
急峻地 (35° ~ )	架線系 作業システム	5以上	5以上

注1：「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。スイングヤード、タワーヤード等を活用する。

2：「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。フォワード等を活用する。

(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方

路網の整備と森林施業の集約化により低コストの森林施業を推進する区域は、地形・地質の状況及び森林の機能別調査の「木材等生産機能」に係る調査結果並びに(2)で示した傾斜に応じた路網密度水準に対する林班別現況路網密度の達成度の分布状況を勘案して設定するものとする。

この際、森林作業道の開設計画だけを先行させることなく、基幹路網と適切に組み合わせた開設について特に留意するものとする。

(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方

適切な規格・構造の路網の整備を図るため、路網整備に当たっては、林道規程（昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知）、林業専用道作設指針（平成22年9月4日22林整整第602号林野庁長官通知）及び森林作業道作設指針（平成22年11月17日22林整整第656号林野庁長官通知）を基本として、長崎県林業専用道作設指針及び長崎県森林作業道作設指針（平成23年4月28日23森整第82号長崎県森林整備室長通知）に則り開設するものとする。

(5) 林産物の搬出方法等

ア 林産物の搬出方法

主伐時における伐採・搬出指針（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえて、適切な搬出方法を特定するものとする。

イ 更新を確保するため林産物の搬出方法等を特定する森林の所在及びその搬出方法

アを踏まえ、制限林以外であって、土砂の流出又は崩壊等を引き起こす恐れがあり、森林の更新に支障を生ずると認められる場合においては、地形、地質、土壌等の状況に応じて、搬出方法を車両系又は架線系か判断して設定するものとする。

(6) その他必要な事項

該当なし

## 6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

森林施業の合理化については、本計画区内の公共団体、森林・林業・木材産業関係者の合意形成及び民有林と国有林の緊密な連携を図りつつ、以下の事項について、地域の実情に応じ計画的かつ総合的に推進する。

### (1) 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針

#### ア 施業の集約化に取り組む者への森林経営の委託の促進

放置された森林や不在村森林所有者が多い地域等にあつては、施業集約化と長期施業受委託等に必要な森林情報の提供及び助言・あっせんなどを推進し、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体への委託を進めるものとする。その際、森林の土地の所有者届出制度の運用や固定資産課税台帳情報の適正な利用を通じて、得られた情報を林地台帳に反映するなどして、森林所有者情報の精度向上を図るとともに、その情報提供を推進する。また、今後、間伐等の森林の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備など森林管理の適正化を図るものとする。

#### イ 森林経営の委託の促進に対する普及指導体制の強化

施業の集約化に取り組む者への森林経営の委託の促進を図るため、市町、林業普及指導員、林業事業者等地域に密着した機関による森林所有者等に対する普及指導活動を強化するものとする。

### (2) 森林経営管理制度の活用に関する方針

森林の経営管理（自然的・経済的・社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うことをいう。以下同じ）を森林所有者自らが実行できない場合には、市町が必要かつ適当と認める場合において経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については、意欲と能力のある林業経営者に再委託することとし、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については、市町が自ら経営管理を実施する森林経営管理制度の活用を促進するものとする。

### (3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

#### ア 林業事業者の経営体質強化

長期にわたり持続的な経営を実現できる森林組合や認定事業者等の林業事業者を育成するため、地域が一体となって安定的な事業量の確保に努めるとともに、経営方針を明確化し、ICTを活用した生産管理手法の導入、生産性の向上等の事業の合理化等による組織・経営基盤の強化を図るなど、林業事業者の経営体質強化を推進するものとする。特に森林組合にあつては搬出間伐等林産事業を集約化してさらに推進していくために役職員の経営意識の向上を図るものとする。

#### イ 林業従事者の養成・確保

雨天等作業中断時の就労など通年雇用に必要な施設の整備や広域就労の促進等により雇用の長期化・安定化を図るとともに、社会保険等への加入促進等就労条件の改善に関す

る協議・指導活動の推進、事業体の安全管理体制の強化等による労働安全衛生の確保、山村の生活基盤の整備、技能などの客観的評価の促進などによる処遇の改善等に努めるものとする。

また、林業に従事する者については「林業労働力確保支援センター」が林業事業体の要請に基づく委託募集、林業就業促進資金の貸付、就業相談会の開催、就業体験等の実施及び技能・技術習得のための計画的な研修の実施等による林業就業者のキャリア形成を支援するなど林業技能者の養成及び確保を図るものとする。

さらに、目標林型に基づく持続可能な森林の整備や生産性の向上による林業再生のために、提案型集約化施業の実施と森林経営計画を策定する森林施業プランナーを始めとした人材養成の計画的かつ体系的な取組を推進するものとする。

#### ウ 林業後継者の育成

林家の子弟等が林業への関心を持ち続け、林業に就業しうる環境を醸成するとともに、林業研究グループをはじめとする若手林業後継者の育成と活動の支援を通して、担い手の確保を図るものとする。また、後継者が安定して林業経営を維持できるよう、多様な特用林産物生産等との複合経営の確立、生活環境の改善等に努めるものとする。

### (4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

#### ア 高性能林業機械の導入促進

持続可能な森林経営の確立のため、施業の集約化により、生産性の向上を図るとともに、労働強度の軽減及び労働安全衛生の確保に努め、目標林型に配慮した林内路網と一体となった高性能林業機械による新たな作業システムの導入を推進する。また、新たな高性能林業機械作業の普及PR、林業機械オペレータや路網作設オペレータの養成、機械の共同利用化等機械作業システム化を推進するための体制を整備するとともに、機械作業に必要な路網・作業ポイント等の施設の整備に努めるものとする。

#### イ 機械作業システムの目標

高性能林業機械作業システムの導入に当たっては、本計画区の地形が複雑かつ急峻であることから、チェーンソー伐倒を基本とし、経営形態等地域の特性に応じた機械作業システムを選択するものとする。標準的な目標システムは次のとおりとする。

区 分		機械作業システム	主 要 機 械	備 考
作 業 地 集 中 型	緩傾斜地	車両系	ハーベスタ→フォワーダ グラップル（ウインチ）→ プロセッサ→フォワーダ スキッダ→プロセッサ→フォワーダ	
	傾斜地	架線系	タワーヤード（スイングヤード）→ プロセッサ→フォワーダ	

#### （５）林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

##### ア 木材流通の合理化

流域を単位として計画的な素材生産を推進し、共同出材等により原木の出荷量の拡大及び供給の安定化を図るものとする。これから増加が予想される原木取扱いに対応するため、原木流通拠点施設の新設や生産現場での原木流通の改善・合理化を図るため山元土場の整備を行うものとする。

また、合法的に伐採されたことが確認できた木材・木材製品を消費者・実需者が選択できるよう、合法伐採木材等の流通及び利用について、関係者一体となって推進するよう努めるものとする。

##### イ 木材加工の合理化

地域材加工の低コスト化及び高付加価値化を図るため、自動製材機、プレカット機械、乾燥設備等の導入による製材工場等の設備の近代化を促進するものとする。

一般材の生産の増加が見込まれる地域にあっては、低コスト化を図るための量産工場の整備を促進するものとする。また、これら量産工場及び高次加工施設等を配置し、地域における加工体制を集約し合理化を図るため、製材工場等の合意形成のもとに再編整備を推進するものとする。

なお、木質バイオマスの利用促進に向けた取組も含め、情報提供を始めとした支援に努めるものとする。

##### ウ 生産・流通・加工を通じた関係者の合意形成

民有林及び国有林を通じ、川上から川下まで一体となって合理的な木材の生産・流通・加工システムを構築するため、地域材の産地化形成の推進などについて、平成26年度に設立された長崎県地域材供給倍増協議会を通じて地域の関係者の合意形成に努めるものとする。

また、地域産の木材使用シェアの向上や公共事業での木材使用を促進させるため、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）に基づき策定された長崎県公共建築物等木材利用促進方針（平成23年4月14日策定）及び市町の方針を踏まえ、建築物を整備しようとする民間事業者、建築士、建設業者、林業事業者、木材加工業者、県・



市町の公共事業担当部署等関係者の合意形成を図るものとする。

(6) その他必要な事項

農山村の生活環境の整備は、都市部に比べ遅れており、過疎化現象の要因ともなっている。今後、生活に密着する集落間道路、用排水施設、教育福祉施設、公園・スポーツ施設・保養施設等の整備とともに、体験型・滞在型の余暇活動にふさわしい緑豊かな農山村景観が形成・維持された森林の整備に努めるものとする。

また、児童生徒の余暇活動の場となりうる里山林の整備や施設の整備を積極的に行うものとする。

地域資源による定住環境の整備と所得の確保を図るため、広葉樹資源を活用した生しいたけ生産、スギ・ヒノキ林でのハラン等の林間栽培等特用林産物の生産振興を図るとともに資源の循環利用を進め、林業生産活動を促進し、経営の安定化を図るものとする。

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

森林の所在		面積	留意すべき事項	単位 (面積: ha)	
区分	林班			備考	
総数		7,709.59			
佐世保市	備考欄に記入の保安林については、「第7 その他必要な事項」の「1 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法」の森林の所在欄に掲げる林班とする。	2,753.74	水源の涵養、土砂の流出・崩壊防止等の機能の維持向上のため、適切な管理及び指定施業要件に従った施業を行い、土地の形質の変更に当たっては、林地の保全に十分留意する。	水源かん養林	1,160.81
				土砂流出防備林	1,206.48
		土砂崩壊防備林		81.38	
		干害防備林		244.71	
		魚つき林		60.36	
平戸市		1,495.18		水源かん養林	390.49
				土砂流出防備林	716.81
		土砂崩壊防備林		15.42	
		干害防備林		268.26	
		魚つき林		104.20	
松浦市	970.01	水源かん養林	480.76		
		土砂流出防備林	321.85		
		土砂崩壊防備林	9.99		
		飛砂防備林	1.66		
		干害防備林	111.73		
小値賀町	220.63	魚つき林	44.02		
		干害防備林	197.46		
佐々町	343.65	魚つき林	23.17		
		水源かん養林	194.00		
		土砂流出防備林	147.80		
東彼杵町	613.33	土砂崩壊防備林	1.85		
		水源かん養林	18.82		
		土砂流出防備林	346.38		
		土砂崩壊防備林	1.18		
川棚町	597.73	干害防備林	239.50		
		落石防止林	7.45		
		水源かん養林	329.02		
		土砂流出防備林	168.31		
波佐見町	715.32	干害防備林	57.16		
		魚つき林	43.24		
		水源かん養林	400.18		
		土砂流出防備林	307.15		
			土砂崩壊防備林	7.79	
			落石防止林	0.20	

(注) 箇所別細部は森林簿による。  
面積欄は実面積とする。

(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法

第3の5(5)林産物の搬出方法等を踏まえ、設定するものとする。

(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土石切取、盛土等、土地の形質の変更に当たっては、林地の保全に支障を及ぼすことのないよう十分留意するものとし、気象、地形及び地質等の自然条件、地域における土地利用及び森林の現況並びに土地の形質変更の目的及び内容を総合的に勘案し、その実施地区の選定を行うものとする。

また、土石の切取、盛土を行う場合には、法勾配の安定を図るとともに必要に応じて、法面の保護のための法面緑化工、土留工等の施設の設置及び排水施設等を設けるものとし、その他の形質の変更の場合には、その態様に応じて土砂の流出・崩壊の防止に必要な施設を設ける等、適切な保全措置を講ずるものとする。

なお、太陽光発電施設の設置等においては、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸水能や景観に支障を及ぼすことのないよう十分に留意するとともに、地域住民の理解に配慮する等の適正な運用を行うものとする。

(4) その他必要な事項

地域の実情に応じて条例等が定められている場合においては、それを適正に遵守するものとする。

## 2 保安施設に関する事項

### (1) 保安林の整備に関する方針

保安林については、第2の1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、流域における森林に関する自然条件、社会的要請及び保安林の配備状況等を踏まえ、水源の涵養、災害の防備、保健・風致の保存等の目的を達成するため保安林として指定する必要がある森林について、水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、保健保安林等の指定に重点を置いて保安林の配備を計画的に推進するとともに、必要に応じて指定施業要件を見直し、その保全を確保するものとし、保安林として管理すべき面積（計画期末の保安林面積）を第6の5の(1)の①のとおり計画する。

### (2) 保安施設地区に関する方針

該当なし

### (3) 治山事業に関する方針

治山事業については、県民の安全・安心の確保を図る観点から、第2の1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るため、近年、頻発する集中豪雨や地震等による大規模災害の発生のおそれが高まっていることを踏まえ、山地災害による被害を防止・軽減する事前防災・減災の考え方に立ち、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、植栽及び本数調整伐等の保安林の整備並びに溪間工、山腹工及び地下水排除工等の治山施設の整備を、流域特性等に応じた形で計画的に推進することとし、治山事業の計画量を第6の5の(3)のとおり計画する。

その中で、流域保全の観点からの関係機関が連携した取組や地域における避難体制の整備などのソフト対策との連携を通じ、山地災害の減災に向け、事業実施等の効果的な対策を講ずるものとする。その際、保安林の配備による伐採等に対する規制措置と治山事業の実施の一体的な運用、既存施設の有効活用を含む総合的なコスト縮減に努めるとともに、現地の実情を踏まえ、必要に応じて、在来種による緑化や治山施設への魚道の設置など生物多様性の保全に努めるものとする。

本計画区には地すべり危険地区が多く、地すべりによる被害を未然に防止し、安全・安心な生活基盤を維持するため、地すべり防止区域に指定された地区において地すべり等防止工事を施工するものとする。

### (4) 特定保安林の整備に関する事項

指定の目的に即して機能していないと認められる保安林であって、その区域内に次の要件の全てを満たす森林が存するものについては、当該保安林を特定保安林として指定するとともに、その整備に当たっては、第2の1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」並びに第3の1から3までに定める「森林の立木竹の伐採に関する事項」、「造林に関する事項」及び「間伐及び保育に関する事項」に則し、間伐等の必要な施業等を積極的かつ計画的に推進して、当該目的に即した機能の確保を図るものとする。特に、造林、保育、伐採その他の施業を早急に実施する必要があると認められる森林については、要整備森林とし、森林の現況等に応じて、必要な施業の方法及び時期を明らかにした上で、その実施の確保を図るものとする。

ア 下層植生が消失しており、森林土壌が流出し、又はそのおそれがあると認められる森林、林冠が疎開しており、林木の生育状況等からみてうっ閉せず、又はうっ閉するまで長期を要すると認められる森林、つる類が繁茂している等林相が著しく悪化し、

又はそのおそれがあると認められる森林等、下層植生や土壌の状況、樹冠疎密度、林木の生育状況等からみて、指定の目的に即して機能することを確保するため早急に施業を実施する必要があると認められること。

イ 気候、地形、土壌等の自然条件からみて、施業を行うことにより、健全な林木の生育が見込まれ、指定の目的に即して機能することを確保し得ると認められること。

ウ 法令上の制限、林道の整備状況等からみて、森林所有者等に施業を実施させることが相当であると認められること。森林所有者等に施業を行わせることが困難又は不適當な森林、例えば治山事業の対象地等は、その対象としないものとする。

(5) その他必要な事項

該当なし

### 3 鳥獣害の防止に関する事項

鳥獣害防止森林の区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法は、下記により定める区域の基準及び鳥獣害の防止の方法の方針に基づき、市町村森林整備計画において定めるものとする。

#### (1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針

##### ア 区域の設定の基準

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知）に基づき、ニホンジカ等の対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による森林被害の状況等を把握できる全国共通のデータ等に基づき、鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域を設定するものとする。

##### イ 鳥獣害の防止の方法に関する方針

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、地域の実情に応じて、対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、植栽木の保護措置又は捕獲による鳥獣害防止対策を推進するものとする。

その際、関係行政機関等と連携した対策を推進することとし、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携・調整に努めるものとする。

#### (2) その他必要な事項

(1)のほか、鳥獣害の防止の方法の実施状況を確認するため、必要に応じて植栽木の保護措置実施箇所への調査・巡回、各種会議での情報交換、区域内で森林施業を行う林業事業者や森林所有者等からの情報収集等に努めるものとする。

#### 4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護等に関する事項

森林の保護等については、適切な間伐等の実施、保護樹帯の設置並びに広葉樹林及び針広混交の育成複層林の造成等により病虫害、鳥獣害、寒風害、林野火災等の森林被害に対する抵抗性の高い森林の整備に努めるとともに、日常の管理を通じて森林の実態を適確に把握し、次の事項に配慮して適時適切に行うものとする。

##### (1) 森林病虫害等の被害対策の方針

病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努めるものとする。

本計画区には離島部を中心として松林が多く、防風・防潮林として住民の生活を守る上で重要な役割を果たしている。これら松林の松くい虫による被害については、被害抑制のための健全な松林の整備と防除対策の重点化、地域の自主的な防除活動等の一層の推進を図るとともに、被害の状況等に応じ、被害跡地の復旧及び抵抗性を有するマツ又は他の樹種への計画的な転換の推進を図るものとする。なお、抵抗性を有するマツへの転換に当たっては、気候、土壌等の自然的条件に適合したものを導入するものとする。

##### (2) 鳥獣による森林被害対策の方針（3に掲げる事項を除く。）

3（1）アにおいて定める対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害及び鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害については、その防止に向け、防鹿ネットや枝条巻き付けなどの自衛策に加えて、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携を図りつつ、森林被害のモニタリング結果を踏まえた捕獲や市町、森林組合及び森林所有者等が協力して計画的に行う防護柵やわなの設置等広域的な防除活動等を総合的かつ効果的に推進するものとする。

また、野生鳥獣との共存にも配慮した針広混交の育成複層林の整備、野生鳥獣と地域住民の棲み分けに配慮した緩衝帯の整備等を推進するものとする。

##### (3) 林野火災の予防の方針

林野火災等の森林被害を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図るとともに森林の巡視等を通じ林野火災予防に努めるものとする。

また、防火線、防火樹帯、保護標識等の設置及び地域住民等への普及啓発も併せて推進するものとする。

なお、森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合には、市町村森林整備計画に定める留意事項に従うものとする。

##### (4) その他必要な事項

特になし。

## 第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

保健機能森林は、森林の有する保健機能を高度に発揮させるための森林の施業及び公衆の利用に供する施設の整備の一体的な推進により、森林の保健機能の増進を図るべき森林である。市町村森林整備計画の策定に当たっては、次の事項を指針として、森林資源の構成、周辺における森林レクリエーションの動向等を勘案して、森林の保健機能の増進を図ることが適当と認められる場合について、保健機能森林の整備に関する事項を定めるものとする。

### (1) 保健機能森林の区域の基準

保健機能森林は、滝、溪谷、海岸線等と一体となって優れた自然美を構成している森林等保健機能の高い森林のうち、自然環境の保全に配慮しつつ、その森林の存する地域の実情、その森林の利用者の意向等からみて、森林の保健機能の増進を図るため整備することが適当であり、かつ、その森林施業の担い手が存在するとともに、森林保健施設の整備及び森林の整備が行われる見込みのある区域について設定するものとする。

特に、多様な広葉樹が賦存し、多くの地域住民が森林レクリエーションの場として活用し、今後、森林保健施設の整備が予定され、入込み数の増大が見込まれる森林については、積極的に保健機能森林として整備するものとする。

### (2) その他保健機能森林の整備に関する事項

#### ア 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針

保健機能森林の施業については、森林の保健機能の増進を図るとともに、森林保健施設の設置に伴う森林の有する水源の涵養、県土保全等の機能の低下を補完するため、自然環境の保全及び森林の有する諸機能の保全に配慮しつつ、択伐施業、広葉樹育成施業等多様な施業を積極的に実施するものとする。

また、利用者が快適に散策等を行えるよう適度な林内照度を維持するため、間伐、除伐等の保育を積極的に行うものとする。

#### イ 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針

森林保健施設の整備に当たっては、自然環境の保全、県土の保全及び文化財の保護に配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて、多様な森林保健施設の整備を行うものとする。



また、対象森林を構成する立木の期待平均樹高（その立木が標準伐期齢に達したときに期待される樹高、すでに標準伐期齢に達している立木にあってはその樹高）を定めるものとする。

#### ウ その他必要な事項

保健機能森林の管理・運営に当たっては、自然環境の保全に配慮しつつ、森林の保全と両立した森林の保健機能の増進が図られるよう、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて、森林及び森林保健施設の適切な管理、防火体制、防火施設の整備並びに利用者の安全及び交通の安全・円滑の確保に留意するものとする。

なお、保健機能森林の設定、保健機能森林の整備等に当たっては、当該森林によって確保されてきた自然環境の保全及び県土の保全に適切な配慮を行うものとする。

## 第6 計画量等

第2の1(1)に定める「森林の整備及び保全の目標」の実現を図るため、計画期間中計画数量等を以下のとおり定めるものとする。

### 1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位 材積：千 $m^3$

区 分	総 数			主 伐			間 伐		
	総 数	針 葉 樹	広 葉 樹	総 数	針 葉 樹	広 葉 樹	総 数	針 葉 樹	広 葉 樹
総 数	586	561	25	86	61	25	500	500	—
うち前半 5年分	295	280	15	45	30	15	250	250	—

### 2 間伐面積

単位 面積：ha

区 分	間伐面積
総 数	4, 0 0 0
うち前半 5年分	2, 0 0 0

### 3 人工造林及び天然更新別の造林面積

単位 面積：ha

区 分	人工造林	天然更新
総 数	1 1 5	2 4 0
うち前半 5年分	5 5	1 2 0

#### 4 林道の開設及び拡張に関する計画

##### ア 市町村別総括表

単位（延長：km）

区分 市町村	開 設				拡 張				
	種 類	区 分	箇 所 数	延 長	種 類	箇 所 数	延 長		
総 数	自動車道	林業専用道	10	15.4	改良・舗装	箇線			
		林 道	3	1.8				7	6.9
		計	13	17.2				7	6.9
県北振興局 管内計	"	林業専用道	10	15.4	"				
		林 道	3	1.8				7	6.9
		計	13	17.2				7	6.9
佐世保市	"	林業専用道	4	6.7	"				
		林 道	1	0.4				4	1.0
		計	5	7.1				4	1.0
平戸市	"	林業専用道	5	7.6	"				
		林 道						2	5.8
		計	5	7.6				2	5.8
松浦市	"	林業専用道			"				
		林 道	2	1.4				1	0.1
		計	2	1.4				1	0.1
佐々町	"	林業専用道	1	1.1					
		林 道							
		計	1	1.1					
内 訳	前 期			4.6			6.2		
	後 期			12.6			0.7		
	計			17.2			6.9		

注 1 ( ) 内数量は、改築で外数

2. 前期は令和5年度～令和9年度、後期は令和10年度～令和14年度である。

イ 市町村別明細表

単位（延長：km 面積：ha）

開設別	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長 及び 箇所数	利用区域 面積	うち前半5年分	対図番号	備考
開設	自動車道		総 数		13 箇線 17.2		5 箇線 4.6		
〃	〃		県北振興局管内		13 箇線 17.2		5 箇線 4.6		
〃	〃		佐世保市	計	5 箇線 7.1		1 箇線 0.4		
〃	〃	林業専用道	〃	小豆谷	2.3	68		1	旧佐世保市 烏帽子線～小舟線接続
〃	〃	林業専用道	〃	江永本線	3.1	34		2	旧佐世保市
〃	〃	林業専用道	〃	江永支線	0.2	21		3	旧佐世保市
〃	〃	林業専用道	〃	大平	1.1	39		4	旧鹿町
〃	〃	林道	〃	田代	0.4	55	〇	15	旧佐世保市
〃	〃		平戸市	計	5 箇線 7.6		2 箇線 2.8		
〃	〃	林業専用道	〃	神船町ヤマクール	0.6	23	〇	5	旧平戸市 神船町 林道田代線取付
〃	〃	林業専用道	〃	木ヶ津耳取場	0.5	65		6	旧平戸市 木ヶ津町
〃	〃	林業専用道	〃	山野	3.3	66		7	旧平戸市 安満岳付近
〃	〃	林業専用道	〃	山中	1.0	62		8	旧平戸市
〃	〃	林業専用道	〃	鷲ノ岳	2.2	67	〇	9	旧平戸市
〃	〃		松浦市	計	2 箇線 1.4		2 箇線 1.4		
〃	〃	林道	〃	坂野	0.4	59	〇	18	
〃	〃	林道	〃	椎木谷	1.0	56	〇	19	
〃	〃		佐々町	計	1 箇線 1.1				
〃	〃	林業専用道	〃	大茂・上黒灰	1.1	31		11	佐々町 大茂免 旧江迎町 防ノ久線取付
拡張			総 数		7 箇線 6.0		6 箇線 6.2		
〃	〃		県北振興局管内		7 箇線 6.0		6 箇線 6.2		
〃	〃		佐世保市	計	4 箇線 0.1		3 箇線 0.3		
〃	〃		〃	瀬替	0.1	75	〇	12	旧佐世保市
〃	〃		〃	木風満場	0.1	52	〇	20	旧佐世保市
〃	〃		〃	西八天岳	0.1	26	〇	21	旧世知原町
〃	〃		〃	防ノ久	0.7	48		22	旧江迎町
〃	〃		平戸市	計	2 箇線 5.8		2 箇線 5.8		
〃	〃		〃	安満	2.0	79	〇	16	
〃	〃		〃	宇戸	3.8	145	〇	17	
〃	〃		松浦市	計	1 箇線 0.1		1 箇線 0.1		
〃	〃		〃	田ノ平木場	0.1	576	〇	13	

5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

① 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位 (面積 : ha)

保安林の種類	面積		備考
		うち前半5年分	
保安林総数 (実面積)	9,029	8,632	
水源涵養のための保安林	2,991	2,979	
災害防備のための保安林	5,110	4,897	
保健、風致の保存等のための保安林	928	756	

注 総数欄は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、水源涵養のための保安林等の内訳の合計に一致しないことがある。

② 計画期間内において、保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

単位 (面積 : ha)

指定/解除	種類	森林の所在		面積		指定又は解除を必要とする理由	備考	
		市町村	区域 (林班)		うち前半5年分			
指               定	総 数			632	235			
	水源涵養	平戸市	29		5	5	水源のかん養	
		東彼杵町	4		2		〃	
		川棚町	9, 20, 27, 28, 29, 38~40		5		〃	
		波佐見町	21, 26, 27, 28, 55~57		5		〃	
		計			17	5		
	災害防備	佐世保市	156, 3015, 4016		11	11	土砂の流出の防備	
		平戸市	30, 31, 32, 63, 83, 85, 87, 116, 157		10	10	土砂の流出の防備 土砂の崩壊の防備 潮害の防備	
			東彼杵町	2, 3, 13~19, 29, 50~53 4, 5, 6		100 1	50 1	土砂の流出の防備 干害の防備
		川棚町	17, 20, 23, 37~39, 42, 43, 23		169	53	土砂の流出の防備	
			39		2	2	干害の防備	
		波佐見町	15, 17, 19, 21, 25, 29, 36, 38, 44~69		100	66	〃	
			47		1	1	土砂の崩壊の防備	
		小値賀町	1~7, 18, 19		37	24	風害の防備	
		佐々町	15		2	2	土砂の崩壊の防備	
		計			433	220		
	保健、風致の保存等	川棚町	35		182	10	公衆の保健	
		計			182	10		
	解    除	総 数			4	4		
災害防備		佐世保市	117, 5027	1	1	公益上の理由		
			159, 2017, 66, 23, 136	1	1	指定期限の消滅		
		松浦市	10	1	1	指定期限の消滅		
		佐々町	12	1	1	公益上の理由		
計				4	4			

※ 林班番号の千の位の数字は、佐世保市では0. 旧佐世保市、1. 旧宇久町、2. 旧小佐々町、3. 旧吉井町、4. 旧世知原町、5. 旧江迎町、6. 旧鹿町町であり、平戸市では0. 旧平戸市、2. 旧生月町であり、松浦市では0. 旧松浦市であることを示す。

※合併市町村の林班番号については、下表のとおり、旧市町村の建制順に0から1桁の番号を付け、この番号を千の位に配した4桁の新林班番号とする。

【佐世保市】

旧市町村	番号	新林班番号
佐世保市	0	1～
宇久町	1	1001～
小佐々町	2	2001～
吉井町	3	3001～
世知原町	4	4001～
江迎町	5	5001～
鹿町町	6	6001～

【平戸市】

旧市町村	番号	新林班番号
平戸市	0	1～
大島村	1	1001～
生月町	2	2001～
田平町	3	3001～

【松浦市】

旧市町村	番号	新林班番号
松浦市	0	1～
福島町	1	1001～
鷹島町	2	2001～

③ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

単位 面積 : ha

種類	指定施業要件の整備区分				
	伐採の方法 の変更面積	皆伐面積の 変更面積	択伐率の 変更面積	間伐率の 変更面積	植栽の 変更面積
水源かん養	0	0	0	300	100
災害防備	0	0	0	100	30
計	0	0	0	400	130

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等

該当なし

## (3) 実施すべき治山事業の数量

単位：地区

森林の所在		治山事業施行地区数		主な工種	林班
市町村	区域		うち前半5年分		
佐世保市	大瀬	1	1	地すべり防止施設	2031
	平山	1	1	地すべり防止施設	3024
	樽川内	1	1	地すべり防止施設	3023
	牧の地	1	1	地すべり防止施設	180
	菰田・小川内	1	1	地すべり防止施設	101
	上野原	1	1	地すべり防止施設	18
	瀬戸越	1	1	地すべり防止施設	124
	皆瀬	1	1	地すべり防止施設	9
	町畑	1	1	山腹工	10
	指方	1	1	山腹工	10
	春明	1	1	山腹工	3015
	開作	1	1	山腹工	4016
	心野	1	1	山腹工・溪間工	197
	赤坂	1	1	山腹工・溪間工	5021
	霧関	1	1	溪間工	156
	防ノ久	1	1	山腹工・溪間工	5027
	柚木	1		山腹工	182
	下船越	1		溪間工	76
	江永	1	1	山腹工	206
	馬込	1		溪間工	2021
	黒髪	1		溪間工	151
田代	1		溪間工	135	
	後期	5			
平戸市	宮ノ浦	2	2	地すべり防止施設・溪間工	85
	白石	1	1	山腹工・地すべり防止施設	32
	下中野	1	1	溪間工	19
	春日	1	1	溪間工	176, 179
	根獅子	1	1	海岸施設	161
		後期	1		
松浦市	北平	1	1	地すべり防止施設	45
	坂野	1	1	地すべり防止施設	10
	石倉	1	1	地すべり防止施設	7
	雇尾	1	1	地すべり防止施設	13
	原福連	1	1	地すべり防止施設	20
	長野	1	1	地すべり防止施設	36
	赤木	1	1	地すべり防止施設	24
		後期	1		
東彼杵町	口木田	2	2	森林整備	6, 7
	川内	4	4	溪間工・森林整備	13, 15, 16, 17, 18
	大音琴	2	2	溪間工・森林整備	4, 5
	中尾	1	1	山腹工	33
	蔵本	2	2	溪間工・山腹工	8
		後期	1		

単位：地区

森 林 の 所 在		治山事業施行地区数		主な工種	林 班
市町村	区 域	3	うち前半5年分		
川 棚 町	木場		3	3	溪間工・森林整備
	石木	2	2	溪間工・山腹工	17, 42, 43
	後期	1			
波 佐 見 町	野々川	1	1	地すべり防止施設	24
	小樽	3	3	山腹工・溪間工・森林整備	21, 27, 28
	サヤノ御前	1	1	山腹工	29
	中尾	1	1	山腹工	38, 39
	下湯無田	2	2	溪間工・山腹工	15, 17
	永尾	1	1	山腹工	29
	籠原	1	1	山腹工	21
	上ノ	1	1	山腹工	47, 48
	中ノ	1	1	山腹工	47
		1	1	地すべり防止施設	47
	岳辺田	2	2	溪間工	59
	湯無田	1	1	溪間工	20
	井石	1	1	山腹工	42
	鬼木	1	1	山腹工	43
後期	2				
小 値 賀 町	全域	1	1	森林整備	1~7, 18, 19
	後期				
佐 々 町	古川	2	2	山腹工・溪間工	11, 12
	市瀬	1		溪間工	10
	川内谷	1	1	地すべり防止施設	12
	迎木場	1	1	地すべり防止施設	18
	後期	1			
合計		87	69		

- 6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期  
該当なし



## 第7 その他必要な事項

### 1 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

単位（面積：ha），区域は林班番号による。

種類	森林の所在		面積	施業方法	
	市町村	区域（林班）		伐採方法	その他
水源 かん 養 保 安 林 1 号	佐世保市	130, 131, 132, 133, 134, 135, 136, 151, 153, 159, 170, 171, 172, 173, 174, 180, 181, 194, 2003, 2016, 2017, 2018, 2021, 2023, 2024, 3005, 3006, 3007, 4006, 4014, 4015, 6001, 6013	1160.81	<p>1 林況が粗悪な森林並びに伐採の方法を制限しなければ、急傾斜地、保安施設事業の施行地等の森林で土砂が崩壊し、又は流出するおそれがあると認められるもの及びその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあっては択伐。（その程度が特に著しいと認められるもの）にあっては禁伐）</p> <p>2 その他の森林にあっては、伐採種を定めない。</p> <p>3 伐採できる面積は、同一単位とされる当該保安林の公表の範囲内で伐採することができる。</p> <p>なお、1箇所当たりの面積の限度は、20ha以下とする。</p> <p>4 択伐率は、30%（※40%）以下とする。</p> <p>5 伐期齢は、市町村森林整備計画書で定める標準伐期齢以上とする。</p> <p>6 間伐については、その森林の立木の材積の10分の2（※3.5）を超えず、かつ、その伐採により樹冠疎密度が10分の8を下まわったとしても、当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後において、樹冠疎密度が10分の8までに回復することが確実であると認められる範囲内の材積とする。</p>	<p>1 植栽方法は満1年以上の苗を、おおむね、1ha当たり、3,000本（※伐採跡地につき的確な更新を図るために必要なものとして農林水産省令で定める植栽本数）以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。</p> <p>2 期間は、伐採年度の翌年度の初日から起算して2年以内に植栽するものとする。</p> <p>3 植栽によらなければ、的確な更新が困難と認められる伐採跡地につき定めるものとし、植栽に係る樹種は保安機能の維持又は強化を図り、かつ経済的利用に資することができるもの（※樹種として指定施業要件を定める者が指定する樹種）を植栽するものとする。</p>
	平戸市	29, 122, 132, 133, 134, 135, 136, 137, 144, 145, 148, 149, 170, 171, 175, 176, 177	390.49		
	松浦市	9, 18, 19, 25, 26, 32, 33, 34, 35, 51	480.76		
	東彼杵町	51	18.82		
	川棚町	8, 9, 15, 16, 19, 20, 21, 26, 27, 28, 29	329.02		
	波佐見町	2, 3, 4, 5, 7, 16, 21, 26, 27, 28, 36, 37, 38, 48, 54, 55, 56, 57, 65, 66, 67, 68	400.18		
	佐々町	2, 3, 10, 11, 12	194.00		
計		2974.07			

（注）※は平成14年度以降に指定されたもの及び指定施業要件の見直しに伴う変更手続を行ったものに限る。

単位（面積：ha），区域は林班番号による。

4

種類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法	
	市 町 村	区 域（林班）		伐 採 方 法	そ の 他
土砂流出 防備 保安林 2号	佐世保市	5, 7, 16, 19, 20, 21, 24, 66, 98, 99, 100, 101, 105, 106, 117, 118, 119, 120, 126, 129, 138, 139, 140, 151, 152, 153, 154, 159, 167, 178, 194, 195, 197, 201, 203, 210, 212, 214, 215, 2002, 2003, 2004, 2007, 2008, 2009, 2011, 2012, 2014, 2017, 2020, 2021, 2027, 2030, 2035, 3002, 3003, 3005, 3007, 3009, 3010, 3011, 3014, 3017, 3018, 3019, 3020, 3023, 3024, 3026, 4001, 4002, 4004, 4005, 4006, 4008, 4009, 4010, 4011, 4012, 4017, 4018, 4019, 4020, 5003, 5004, 5014, 5021, 5022, 5023, 5026, 5027, 5028, 5035, 5036, 5037, 6007, 6011, 6012, 6017, 6023, 6027, 6029, 6036, 6037, 6038	1206.48	<p>1 保安施設事業の施行地の森林で地盤が安定していないもの、その他伐採すれば著しく土砂が流出するおそれがあると認められる森林にあつては禁伐。</p> <p>2 地盤が比較的安定している森林にあつては、伐採種を定めない。</p> <p>3 その他の森林にあつては択伐。</p> <p>4 伐採できる面積は、同一単位とされる当該保安林の公表の範囲内で伐採することができる。 なお、1箇所当たりの面積の限度は、10ha以下とする。</p> <p>5 択伐率、伐期齢及び間伐率については、1号指定に同じ。</p>	1号指定に同じ
	平戸市	8, 11, 19, 24, 26, 27, 30, 31, 32, 33, 34, 35, 36, 37, 39, 40, 42, 43, 49, 53, 56, 57, 65, 87, 91, 114, 130, 131, 132, 133, 138, 139, 140, 141, 142, 143, 145, 146, 151, 159, 166, 2002, 3006	716.81		
	松浦市	6, 7, 8, 9, 10, 12, 13, 24, 27, 29, 30, 31, 38, 40, 42, 43, 64, 1006, 1007, 1009, 2018	321.85		
	東彼杵町	2, 3, 14, 15, 16, 17, 25, 26, 27, 28, 29, 36, 37, 41, 42, 45, 47, 48, 50, 51	346.38		
	川棚町	2, 8, 9, 17, 23, 24, 26, 27, 28, 35, 36, 37, 38, 42, 43	168.31		
	波佐見町	4, 5, 6, 8, 15, 17, 25, 27, 29, 30, 31, 35, 36, 37, 38, 43, 44, 47, 48, 51, 59, 62, 63, 67, 68	307.15		
	佐々町	1, 8, 9, 10, 11, 12, 24, 26	147.8		
	計		3214.77		

単位（面積：ha），区域は林班番号による。

種類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法	
	市 町 村	区 域（林班）		伐 採 方 法	そ の 他
土砂崩壊防備保安林 3号	佐世保市	58, 66, 67, 96, 99, 101, 118, 129, 161, 172, 175, 193, 203, 204, 211, 1011, 2004, 2022, 2031, 3014, 3025, 4007, 4009, 4014, 4017, 4019, 5028, 6018, 6020	81.38	1 保安施設事業の施行地の森林で地盤が安定していないもの、その他伐採すれば著しく土砂が崩壊するおそれがあると認められる森林にあつては禁伐。 2 その他の森林にあつては択伐。 3 択伐率、伐期齢及び間伐率については、1号指定に同じ。	1号指定に同じ
	平戸市	1, 7, 8, 63, 32, 90, 103, 116, 117, 145, 158, 174, 1001, 1003, 2010	15.42		
	松浦市	8, 11, 12, 13, 14, 31, 36, 43, 44, 45, 1004, 1007, 2001, 2012, 2017, 2018	9.99		
	東彼杵町	29, 41	1.18		
	波佐見町	21, 38, 39, 43, 68	7.79		
	佐々町	15	1.85		
	計		117.62		
飛砂防備保安林4号	松浦市	22	1.66	1 林況が粗悪な森林及び伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあつては禁伐。 2 その地表が比較的安定している森林にあつては伐採種を定めない。 3 その他の森林にあつては択伐。 4 択伐率、伐期齢及び間伐率については、1号指定に同じ。	1号指定に同じ
	計		1.66		
防風保安林 5号	佐世保市	104, 1001, 1002, 1004, 1011	27.38	1 林帯の幅が狭小な森林（おおむね20m）その他林況が粗悪な森林及び伐採すればその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあつては択伐。 （その程度が特に著しいと認められるもの（林帯が10m未満）にあつては禁伐） 2 その他の森林にあつては伐採種を定めない。 3 伐採できる面積は、2号指定に同じ。 4 択伐率、伐期齢及び間伐率については、1号指定に同じ。	1号指定に同じ
	平戸市	1, 11, 97, 99, 101, 115, 117, 124, 125, 126, 127, 154, 169, 1005, 2001, 2010, 3018	36.27		
	川棚町	5, 6	105.34		
	小値賀町	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 18, 21	16.49		
	計		185.48		

単位（面積：ha），区域は林班番号による。

種類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法	
	市 町 村	区 域（林班）		伐 採 方 法	そ の 他
潮 害 防 備 保 安 林 7 号	佐世保市	1002, 1009	7.62	1 林況が粗悪な森林及び伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあつては禁伐。 2 その他の森林にあつては択伐。 3 択伐率、伐期齢及び間伐率については、1号指定に同じ。	1号指定に同じ
	平戸市	1, 46, 79, 106, 158, 161, 168, 2005	13.82		
	計		21.44		
干 害 防 備 保 安 林 8 号	佐世保市	6, 7, 8, 15, 16, 86, 103, 104, 105, 107, 111, 2025, 4001, 4011, 6001, 6006, 6032, 6033	244.71	1 林況が粗悪な森林並びに伐採の方法を制限しなければ、急傾斜地等の森林で土砂が流出するおそれがあると認められるもの及び用水源の保全又はその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、択伐（その程度が特に著しいと認められるものにあつては、禁伐） 2 その他の森林にあつては伐採種を定めない。 3 伐採できる面積は、同一単位とされる当該保安林の公表の範囲内で伐採することができる。 なお、1箇所当たりの面積の限度は、10ha以下とする。 4 択伐率、伐期齢及び間伐率については、1号指定に同じ。	1号指定に同じ
	平戸市	65, 66, 70, 98, 100, 102, 106, 109, 133, 134, 138, 141	268.26		
	松浦市	24, 25, 26, 28, 31, 32, 53, 56, 57	111.73		
	東彼杵町	4, 5, 6, 7, 13, 15, 16, 17, 18, 19, 50, 51, 52, 53, 54, 59	239.50		
	川棚町	36, 37, 38, 39, 40	57.16		
	小値賀町	8, 9, 12, 15, 16	197.46		
	計		1118.82		
落 石 防 止 保 安 林 12 号	東彼杵町	33, 48	7.45	1 緩傾斜地の森林その他落石による被害を生ずるおそれが比較的少ないと認められる森林にあつては択伐。 2 その他の森林にあつては禁伐。 3 択伐率、伐期齢及び間伐率については、1号指定に同じ。	1号指定に同じ
	波佐見町	37	0.20		
	計		7.65		

単位（面積：ha），区域は林班番号による。

種類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法	
	市 町 村	区 域（林班）		伐 採 方 法	そ の 他
魚 つ き 保 安 林 14 号	佐世保市	58, 60, 73, 74, 75, 76, 77, 78, 82, 1002, 1010, 2001, 2007, 2011, 2032, 6004, 6009, 6010, 6018, 6019, 6023, 6024	60.36	1 伐採すればその伐採跡地 における成林が著しく困難 になるおそれがあると認め られる森林にあつては禁伐。 2 その他の森林にあつては 択伐。 3 択伐率、伐期齢及び間伐 率については、1号指定に 同じ。	1号指定に同じ
	平戸市	1, 2, 4, 6, 7, 8, 9, 13, 39, 45, 46, 75, 76, 82, 84, 85, 86, 87, 92, 99, 104, 106, 115, 117, 123, 125, 145, 146, 152, 154, 155, 157, 168, 169, 171, 1001, 1002, 1005, 1006, 1007, 2001, 2002, 2005, 2010, 3004, 3006, 3007, 3008, 3010, 3012	104.20		
	松浦市	3, 45, 63, 64, 65, 66, 1003, 1006, 1011, 1013, 2003, 2006, 2007, 2009, 2014, 2015, 2017, 2018	44.02		
	川棚町	1, 5, 6	43.24		
	小値賀町	4, 6, 7, 8, 9, 12, 13, 14, 15, 16, 20, 21, 22, 23	23.17		
	計		274.99		
保 健 保 安 林 16 号	佐世保市	24, 75, 151, 159, 6001, 6009, 6010, 6013	96.18	1 伐採すればその伐採跡地 における成林が著しく困難 になるおそれがあると認め られる森林にあつては禁伐。 2 地域の景観の維持を主た る目的とする森林のうち、 主要な利用施設又は眺望点 から視界外にあるものにあ つては伐採種を定めない。 3 その他の森林にあつては 択伐。 4 伐採できる面積は、2号 指定に同じ。 5 択伐率、伐期齢及び間伐 率については、1号指定に 同じ。	1号指定に同じ
	平戸市	1, 2, 5, 39, 40	16.61		
	松浦市	6, 7, 8	13.06		
	東彼杵町	41, 42, 45, 47, 48	19.63		
	小値賀町	8, 9, 10, 11	326.09		
	計		471.57		
風 致 保 安 林 17 号	小値賀町	6	0.09	1 風致の保存のため特に必 要があると認められる森林 にあつては禁伐。 2 その他の森林にあつては 択伐。 3 択伐率、伐期齢及び間伐 率については、1号指定に 同じ。	1号指定に同じ
	計		0.09		

単位（面積：ha），区域は林班番号による。

種類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法	
	市 町 村	区 域（林班）		伐 採 方 法	そ の 他
国立公園特別保護地区	平戸市	7, 104, 105	57.72	禁伐とする	
	計		57.72		
国立公園第1種特別地域	佐世保市	63, 64, 65, 66, 73, 74, 75, 78, 82, 112, 2001, 2006, 2007, 6009, 6010	320.26	<p>1 伐採種 禁伐とする。 ただし、風致維持に支障のない場合に限り単木択伐法を行うことができる。</p> <p>2 伐期齢 単木択伐による伐期齢は、市町村森林整備計画書で定める標準伐期齢に10年を加えた林齢以上とする。</p> <p>3 択伐率 現在蓄積の10%以内とする。</p>	
	平戸市	86, 87, 88, 91, 104, 105, 152	87.22		
	小値賀町	9, 10, 11, 21, 23	336.04		
	計		744.36		

単位（面積：ha），区域は林班番号による。

種類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法	
	市 町 村	区 域（林班）		伐 採 方 法	そ の 他
国 立 公 園 第 2 種 特 別 地 域	佐世保市	61, 62, 63, 64, 71, 72, 73, 74, 75, 77, 78, 79, 80, 81, 82, 83, 86, 91, 93, 111, 112, 113, 114, 115, 117, 118, 119, 120, 124, 135, 136, 140, 159, 1001, 1002, 1003, 1005, 1006, 1007, 1008, 1009, 1010, 2003, 2005, 2006, 2007, 2008, 2009, 2010, 2012, 2013, 2016, 2017, 2018, 6001, 6002, 6004, 6005, 6006, 6007, 6008, 6009, 6011, 6012, 6013, 6018, 6024	1,502.06	<p>1 伐採種 択伐とする。 ただし、風致維持に支障 のない限り皆伐法によるこ とができる。</p> <p>2 伐期齢 市町村森林整備計画書で 定める標準伐期齢以上とす る。</p> <p>3 択伐率及び伐採面積 (3) 択伐率は用材林におい ては、現在蓄積の30% 以内とし薪炭林において は60%以内とする。 (2) 皆伐による場合の一伐 区当りの面積は、2ha 以内とする。 ただし疎密度3より多 く保残木を残す場合、又 は車道・歩道・集団施設 地区・単独施設等の主要 公園利用地点から望見さ れない場合は、伐区面積 を増大することができる。 (3) 国立公園計画に基づく 車道、歩道、集団施設地 区及び単独施設の周辺 (造林地・薪炭林を除く) は、原則として単木択伐 法によるものとする。 (4) 皆伐法による場合の伐 区は、更新後5年以上を 経過しなければ連続して 設定することはできない。 この場合においても、 伐区はつとめて分散させ なければならない。</p>	
	平戸市	3, 5, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 21, 22, 23, 25, 28, 30, 31, 32, 33, 34, 36, 37, 38, 39, 40, 41, 42, 43, 49, 53, 54, 85, 86, 87, 88, 89, 90, 91, 92, 93, 94, 102, 103, 104, 105, 106, 107, 108, 109, 123, 152, 154, 166, 169, 170, 171, 172, 173, 174, 176, 177, 2001, 2003, 2004, 2005, 2006, 2007, 2008, 3008, 3010	1,446.93		
	小値賀町	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 18, 19, 20, 21, 22, 23	575.60		
		計	3,524.59		

単位（面積：ha），区域は林班番号による。

種類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法	
	市 町 村	区 域（林班）		伐 採 方 法	そ の 他
国立公園第3種特別地域	佐世保市	66, 72, 73, 2002, 2005, 2006, 2007, 2011, 2012, 2034, 2035, 2036, 6006, 6008, 6024	305.54	伐採種を定めない。	
	平戸市	17, 30, 31, 32, 33, 34, 35, 55, 86, 87, 88, 89, 90, 91, 92, 93, 94, 96, 98, 99, 100, 101, 102, 108, 109, 110, 166, 169, 170, 171, 172, 173, 174, 175, 176, 2001, 2002, 2003, 2004, 2005, 2006, 2007, 2008, 2009	1,513.74		
	小値賀町	2, 3, 4, 5, 6, 7, 20, 21	60.48		
	計		1,879.76		
国立公園第1種特別地域	松浦市	1003, 1011, 1013, 2009, 2017	39.78	国立公園第1種特別地域に準ずる。	
	計		39.78		
国立公園第2種特別地域	松浦市	1011, 1012, 1013, 1014, 1018, 2015, 2016, 2018	79.52	国立公園第2種特別地域に準じる。	
	計		79.52		
国立公園第3種特別地域	松浦市	1008, 1011, 1015, 1016, 2009, 2010, 2014, 2015, 2016, 2017	131.45	伐採種を定めない。	
	計		131.45		



単位（面積：ha），区域は林班番号による。

種類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法	
	市 町 村	区 域（林班）		伐 採 方 法	そ の 他
県立公園特別地域	佐世保市	52, 53, 5013, 5014, 5015	55.99	国立公園第3種特別地域に準じる。	
	計		55.99		
保安施設地区	佐世保市	100, 133, 134, 160, 161, 175, 197	4.45	保安林に準じる。	
	松浦市	13	0.12		
	波佐見町	67	0.08		
	計		4.65		
砂防指定地	佐世保市	3, 5, 7, 8, 9, 16, 21, 105, 130, 132, 140, 149, 150, 151, 152, 158, 160, 165, 166, 167, 173, 174, 178, 180, 184, 186, 194, 2004, 2011, 2012, 2014, 2018, 3001, 3013, 4001, 4002, 4007, 4009, 4015, 4016, 4017, 4018, 5014, 5015, 5017, 5020, 5041, 5042, 6021, 6039	74.00	<p>県知事の許可を受けなければ伐採してはならない。 ただし、次に掲げる行為については、適用しない。</p> <p>(1) 植林のための竹木の伐採（1ha未満に限る。） または林業のための間伐 (2) 測量若しくは調査のために行う小規模な竹木の伐採</p>	
	平戸市	38, 58, 1004, 2008	7.78		
	松浦市	8, 10, 11, 14, 23, 37, 40, 41	8.73		
	東彼杵町	1, 13, 14, 21, 25, 26, 29, 30, 36, 37, 38, 39, 40, 41, 42, 44, 45, 57, 58, 66	44.35		
	川棚町	12, 16, 26	7.10		
	波佐見町	38, 43, 62	0.80		
	佐々町	9, 10, 16, 17, 18, 19, 20, 22, 23, 24	20.99		
	計		163.75		

単位（面積：ha），区域は林班番号による。

種類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法	
	市 町 村	区 域（林班）		伐 採 方 法	そ の 他
鳥獣保護区 特別保護地区	平戸市	104, 105	39.44	1 鳥獣の生息、繁殖または安全に支障があると認められるものについては択伐。 （その程度が特に著しいと認められるものについては禁伐） 2 その他の森林にあつては伐採種を定めない。 3 皆伐できる面積の限度は皆伐区域面積を標準伐期齢に相当する数で除して得た面積の5倍とする。 4 保護施設を設けた樹木および鳥獣の保護繁殖上必要があると認められる特定の樹木は、禁伐とする。	
	東彼杵町	45, 47, 48	17.12		
	川棚町	6, 7	78.99		
	小値賀町	23	34.00		
	計		169.55		
都市計画区域風致地区	佐世保市	71, 73, 74, 75, 76, 77, 78, 79, 80, 81, 82, 83, 85, 86, 91, 93, 117, 118, 124, 138, 139	407.28	択伐による。 ただし、伐採後の成林が確実であると認められる森林については、1ha以下の皆伐とする。	
	計		407.28		
文化財保護法による史跡名勝天然記念物	佐世保市	138, 2033, 3007, 3013, 5023, 5040, 5041	33.55	禁伐とする。 ただし、林業経営上必要な場合は、伐採種を定めない。	
	平戸市	7, 11, 12, 105, 3003, 3021	84.08		
	計		117.63		

単位（面積：ha），区域は林班番号による。

種類	森林の所在		面積	施業方法	
	市町村	区域（林班）		伐採方法	その他
急傾斜地崩壊危険区域	佐世保市	2, 25, 26, 55, 56, 57, 67, 80, 81, 83, 84, 85, 86, 88, 90, 95, 111, 119, 123, 137, 138, 139, 145, 156, 157, 158, 196, 212, 2033, 3017, 3018, 3021, 3023, 5034, 6021, 6022, 6023, 6024	83.08	県知事の許可を受けなければ伐採してはならない。	
	平戸市	1, 2, 4, 8, 40, 53, 75, 85, 99, 101, 145, 1004	6.64		
	松浦市	15, 20, 30, 45, 1001, 2017	28.01		
	東彼杵町	8	0.85		
	波佐見町	21, 27, 32, 38	10.01		
	佐々町	14, 20, 21, 25, 26	31.50		
	計		160.09		

## **(附) 參考資料**

# 1 森林計画区の概要

## (1) 市町村別土地面積及び森林面積

単位 (面積 : ha, 比率 : %)

区 分	区 域 面 積 ①	森 林 面 積			森 林 比 率 ② / ① × 100	
		総 数 ②	国 有 林	民 有 林		
総 数	101,703	51,960	2,546	49,414	51	
市 町 別 内 訳	佐 世 保 市	42,606	20,788	1,223	19,565	49
	平 戸 市	23,510	12,750	400	12,351	54
	松 浦 市	13,055	6,052	120	5,932	46
	小 値 賀 町	2,552	1,101	-	1,101	43
	佐 々 町	3,226	1,747	-	1,747	54
	東 彼 杵 町	7,429	3,954	766	3,188	53
	川 棚 町	3,725	2,118	-	2,118	57
	波 佐 見 町	5,600	3,450	37	3,413	62

資料 : 区域面積 …… 国土地理院「令和4年全国都道府県市区町村別面積調」  
 国有林面積 …… 林野庁所管 : 九州森林管理局調 (令和4年3月31日現在)  
 民有林面積 …… 令和3年度地域森林計画編成資料

(注) 1. ( ) は他省庁で内数。市町村別内訳は不明。  
 2. 四捨五入のため、総数と内訳が一致しない場合がある。

## (2) 地 況

### ア 気 候

観 測 地	気 温 (°C)			年 間 降 水 量 (mm)	主 風 の 方 向	備 考
	最 高	最 低	年 平 均			
佐世保測候所	32.3	3.6	17.4	2,168	東南東	標高 3.9m
平戸測候所	30.1	4.2	16.5	2,447	南	標高 57.8m

資料 : 長崎海洋気象台年報

注 : 1. 平成24~令和3年次までの10力年の数値を利用。  
 2. 気温の最高及び最低は、10年間の日最高気温極値及び日最低気温極値の年平均を利用。  
 その他は、年平均の平均とした。

### イ 地 勢

前述のとおり

### ウ 地質、土壌等

前述のとおり

## (3) 土地利用の現況

単位 (面積: ha)

区 分	総 数	森 林	農 地			そ の 他		
			総 数	う ち 田	う ち 畑	総 数	う ち 宅 地	
総 数	101,703	51,960	12,554	7,544	5,010	37,189	5,629	
市 町 別 内 訳	佐 世 保 市	42,606	20,788	4,390	2,470	1,920	17,428	3,135
	平 戸 市	23,510	12,750	3,009	2,030	979	7,751	742
	松 浦 市	13,055	6,052	2,078	1,310	768	4,925	665
	小 値 賀 町	2,552	1,101	454	151	303	997	72
	佐 々 町	3,226	1,747	334	271	63	1,145	241
	東 彼 杵 町	7,429	3,954	1,199	520	679	2,276	194
	川 棚 町	3,725	2,118	384	227	157	1,223	256
	波 佐 見 町	5,600	3,450	706	565	141	1,444	324

資料：土地総数……国土地理院「令和2年全国都道府県市区町村別面積調」  
 農地……第68次長崎農林水産統計年報  
 森林……(1)市町村別土地面積及び森林面積より  
 宅地……長崎県統計年鑑(令和3年)より

(注) 四捨五入のため、総数と内訳が一致しない場合がある。

## (4) 産業別生産額

(単位: 百万円)

区 分	総 生 産 額	第 1 次 産 業				第 2 次 産 業	第 3 次 産 業	
		総 額	農 業	林 業	水 産 業			
総 数	1,167,049	29,500	11,829	1,035	16,636	214,094	923,456	
市 町 別 内 訳	佐 世 保 市	833,151	13,758	5,758	213	7,787	112,306	707,087
	平 戸 市	88,860	10,132	1,867	534	7,731	11,307	67,421
	松 浦 市	81,439	2,609	1,704	59	846	23,787	55,043
	小 値 賀 町	6,457	555	323	-	231	931	4,972
	佐 々 町	57,713	380	345	36	-	28,507	28,825
	東 彼 杵 町	23,627	1,023	921	75	28	9,652	12,952
	川 棚 町	36,793	429	388	27	13	12,590	23,774
	波 佐 見 町	39,009	614	523	91	-	15,014	23,382

資料：令和元年度長崎県の市町村民経済計算(令和4年6月)

(注) 総生産額は、帰属利子等調整前の係数である。  
 四捨五入のため、総数と内訳が一致しない場合がある。

## (5) 産業別就業者数

(単位：人)

区 分	総 数	第 1 次 産 業				第 2 次産業	第 3 次産業	
		計	農 業	林 業	水 産 業			
総 数	172,227	10,527	6,974	144	3,409	36,020	125,680	
市 町 別 内 訳	佐 世 保 市	119,595	4,545	3,021	54	1,470	22,743	92,307
	平 戸 市	14,569	2,622	1,343	48	1,231	2,790	9,157
	松 浦 市	11,113	1,453	976	16	461	3,151	6,509
	小 値 賀 町	1,120	323	197	-	126	101	696
	佐 々 町	7,150	337	245	3	89	1,881	4,932
	東 彼 杵 町	4,124	641	618	12	11	957	2,526
	川 棚 町	6,774	291	269	7	15	1,752	4,731
	波 佐 見 町	7,782	315	305	4	6	2,645	4,822

資料：令和2年国勢調査

2 森林の現況  
(1) 齡級別森林資源表

單位 (面積 : ha、材積 : m3、立竹 : 束、成長量 : m3)

区分	總數			1 齡級			2 齡級			3 齡級			4 齡級			5 齡級		
	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
總數	49,414.29	12,061.134	63,821	71.71	1,378	187	87.46	1,204	68	176.69	8,575	398	226.07	26,820	1,023			
立	總數	45,504.48	12,061.134	63,821	71.71	1,378	187	87.46	1,204	68	176.69	398	226.07	26,820	1,023			
	針葉樹	22,611.11	8,470.980	59,499	21.95	124	24	17.49	490	46	49.75	3,806	226	140.91	867			
人	針葉樹	22,893.37	3,590.154	4,322	49.76	73	69.97	714	22	126.94	4,769	172	85.16	6,352	156			
	広葉樹	21,940.57	8,311.720	59,208	31.83	164	26.72	603	55	65.97	4,361	231	159.53	21,794	893			
工	針葉樹	21,736.87	8,291.759	59,004	20.42	122	17.49	490	46	46.85	3,607	214	135.68	20,044	850			
	広葉樹	203.70	19.961	204	11.41	42	9.23	113	9	19.12	754	17	23.85	1,750	43			
林	育成總數	21,836.55	8,282.116	58,933	31.59	164	22.54	388	24	60.26	3,939	206	153.02	21,069	876			
	針葉樹	21,638.30	8,262.625	58,735	20.18	122	14.01	296	18	41.14	3,185	189	129.49	19,342	833			
木	單層林	198.25	19.491	198	11.41	42	8.53	92	6	19.12	754	17	23.53	1,727	43			
	育成總數	104.02	29.604	275	0.24		4.18	215	31	5.71	422	25	6.51	725	17			
天	針葉樹	98.57	29.134	269	0.24		3.48	194	28	5.71	422	25	6.19	702	17			
	広葉樹	5.45	470	6			0.70	21	3				0.32	23				
地	總數	23,563.91	3,749.414	4,613	39.88	21	60.74	601	13	110.72	4,214	167	66.54	5,026	130			
	針葉樹	874.24	179.221	495	1.53	2	0.06	2	2	2.90	199	12	5.23	424	17			
然	針葉樹	22,689.67	3,570.193	4,118	38.35	21	60.74	601	13	107.82	4,015	155	61.31	4,602	113			
	広葉樹	378.46	64.737	324			1.09	9		9.23	411	15	5.58	457	17			
林	針葉樹	244.17	46.439	199						1.14	91	5	4.47	372	16			
	広葉樹	134.29	18.298	125			1.09	9		8.09	320	10	1.11	85	1			
竹	育成總數	66.01	11,705	30	0.01					5.54	204	7	0.04	3				
	針葉樹	52.23	10,158	25						1.32	73	5	0.04	3				
地	複層林	13.78	1,547	5	0.01					4.22	131	2						
	天然總數	23,119.44	3,672.972	4,259	39.88	21	59.65	592	13	95.95	3,599	145	60.92	4,566	113			
林	針葉樹	577.84	122.624	271	1.53	2	0.06	2		0.44	35	2	0.72	49	1			
	広葉樹	22,541.60	3,550.348	3,988	38.35	21	59.65	592	13	95.51	3,564	143	60.20	4,517	112			
林	モウソウ	1,019.88	1,121,680															
	その他	235.05	141,030															
無	伐採跡地	1,254.93	1,262,710															
	岩石地	8.01																
立	未立	83.41																
	その他	2,563.46																
地	小計	2,646.87																
	計	2,654.88																



(つつき)

区 分	6 級						7 級						8 級						9 級						10 級						11 級						
	数	面	積	材	積	成	面	積	材	積	成	面	積	材	積	成	面	積	材	積	成	面	積	材	積	成	面	積	材	積	成	面	積	材	積	成	
		量	積	積	積	積	積	積	積	積	積	積	積	積	積	積	積	積	積	積	積	積	積	積	積	積	積	積	積	積	積	積	積	積	積	積	
立	総数	380.94	51,569	1,171	876.72	158,964	2,996	1,113.23	245,973	3,519	1,824.06	481,015	5,101	3,302.77	952,971	8,453	5,825.80	1,789,949	13,369																		
	総数	380.94	51,569	1,171	876.72	158,964	2,996	1,113.23	245,973	3,519	1,824.06	481,015	5,101	3,302.77	952,971	8,453	5,825.80	1,789,949	13,369																		
人	総数	164.29	30,670	825	509.98	118,086	2,437	754.10	201,810	3,092	1,506.17	438,084	4,787	2,689.55	865,212	7,920	4,459.58	1,580,835	12,764																		
	総数	216.65	20,899	346	366.74	40,878	559	359.13	44,163	427	317.89	42,931	314	613.22	87,759	533	1,366.22	209,114	605																		
工	総数	174.02	31,492	831	533.08	120,261	2,482	731.98	197,509	3,054	1,409.75	421,293	4,695	2,634.11	853,691	7,866	4,368.97	1,562,315	12,697																		
	総数	161.04	30,293	816	499.75	116,697	2,416	708.99	194,739	3,023	1,400.49	420,116	4,692	2,609.79	850,285	7,834	4,364.52	1,561,630	12,696																		
木	総数	163.25	29,930	803	524.59	118,437	2,426	730.72	197,155	3,052	1,406.10	420,231	4,688	2,625.71	851,238	7,846	4,359.53	1,558,942	12,678																		
	総数	151.69	28,867	790	491.67	114,912	2,380	707.73	194,385	3,021	1,396.84	419,054	4,685	2,602.34	847,977	7,815	4,355.08	1,558,257	12,677																		
天	総数	11.56	1,063	13	32.92	3,525	46	22.99	2,770	31	9.26	1,177	3	23.37	3,261	31	4.45	685	1																		
	総数	10.77	1,562	28	8.49	1,824	36	1.26	354	2	3.65	1,062	7	8.40	2,453	20	9.44	3,373	19																		
林	総数	9.35	1,426	26	8.08	1,785	36	1.26	354	2	3.65	1,062	7	7.45	2,308	19	9.44	3,373	19																		
	総数	1.42	136	2	0.41	39								0.95	145	1																					
地	総数	206.92	20,077	340	343.64	38,703	534	381.25	48,464	465	414.31	59,722	406	668.66	99,280	587	1,456.83	227,634	672																		
	総数	3.25	377	9	10.23	1,389	21	45.11	7,071	69	105.68	17,968	95	79.76	14,927	86	95.06	19,205	68																		
然	総数	203.67	19,700	331	333.41	37,314	513	336.14	41,393	396	308.63	41,754	311	588.90	84,353	501	1,361.77	208,429	604																		
	総数	11.06	1,114	30	22.13	2,665	47	40.79	5,849	78	39.09	6,537	38	42.27	7,836	42	57.09	10,926	37																		
育	総数	2.47	293	8	6.67	880	12	21.16	3,399	44	33.85	5,814	31	41.71	7,755	42	44.96	9,021	31																		
	総数	8.59	821	22	15.46	1,785	35	19.63	2,450	34	5.24	723	7	0.56	81		12.13	1,905	6																		
林	総数	0.52	51	1				4.94	744	3	26.89	4,432	6	0.68	113		2.81	622	4																		
	総数	0.21	22					4.68	712	3	26.89	4,432	6	0.68	113		2.81	622	4																		
生	総数	0.31	29	1				0.26	32																												
	総数	195.34	18,912	309	321.51	36,038	487	335.52	41,871	384	348.33	48,753	362	625.71	91,331	545	1,396.93	216,086	631																		
地	総数	0.57	62	1	3.56	509	9	19.27	2,960	22	44.94	7,722	58	37.37	7,059	44	47.29	9,562	33																		
	総数	194.77	18,850	308	317.95	35,529	478	316.25	38,911	362	303.39	41,031.00	304.00	588.34	84,272	501	1,349.64	206,524	598																		

(つづき)

単位 (面積 : ha、材積 : m<sup>3</sup>、材積 : m<sup>3</sup>、立竹 : 束、成長量 : m<sup>3</sup>)

区分	12 級			13 級			14 級			15 級			16 級			17 級		
	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
立地	総数	6,676.26	2,064,686	12,285	11,531.06	3,047,904	9,398	7,261.07	1,800,148	4,220	3,461.47	812,128	1,281	1,389.42	327,824	469.79	114,294	
	総数	6,676.26	2,064,686	12,285	11,531.06	3,047,904	9,398	7,261.07	1,800,148	4,220	3,461.47	812,128	1,281	1,389.42	327,824	469.79	114,294	
	針葉樹	4,272.83	1,676,344	11,260	4,318.61	1,871,288	9,398	2,114.13	961,646	4,220	837.51	385,388	1,281	342.14	156,890	157.25	63,228	
人	総数	2,403.43	388,342	1,025	7,212.45	1,176,616		5,146.94	838,502		2,623.96	426,740		1,047.28	170,934	312.54	51,066	
	総数	4,190.74	1,657,584	11,160	4,171.79	1,835,741	9,386	2,040.89	945,472	4,217	761.19	368,947	1,281	295.37	146,134	127.68	56,468	
	針葉樹	4,183.59	1,656,685	11,157	4,161.11	1,834,161	9,386	2,036.82	944,803	4,217	759.62	368,693	1,281	294.88	146,058	125.07	56,046	
工	総数	7.15	899	3	10.68	1,580		4.07	669		1.57	254		0.49	76	2.61	422	
	総数	4,173.73	1,651,002	11,120	4,160.82	1,831,917	9,371	2,025.98	939,255	4,182	760.46	368,577	1,281	295.37	146,134	127.68	56,468	
	針葉樹	4,166.58	1,650,103	11,117	4,151.79	1,830,443	9,371	2,021.91	938,586	4,182	758.89	368,323	1,281	294.88	146,058	125.07	56,046	
林	総数	7.15	899	3	9.03	1,474		4.07	669		1.57	254		0.49	76	2.61	422	
	総数	17.01	6,582	40	10.97	3,824	15	14.91	6,217	35	0.73	370						
	針葉樹	17.01	6,582	40	9.32	3,718	15	14.91	6,217	35	0.73	370						
木	総数	2,485.52	407,102	1,125	7,359.27	1,212,163	12	5,220.18	854,676	3	2,700.28	443,181		1,094.05	181,690	342.11	57,826	
	総数	89.24	19,659	103	157.50	37,127	12	77.31	16,843	3	77.89	16,695		47.26	10,832	32.18	7,182	
	針葉樹	2,396.28	387,443	1,022	7,201.77	1,175,036		5,142.87	837,833		2,622.39	426,486		1,046.79	170,858	309.93	50,644	
天	総数	35.52	6,892	19	62.65	11,558		22.10	4,358	1	16.77	3,471		4.49	906	6.97	1,447	
	総数	22.23	4,701	9	27.45	5,925		12.49	2,756	1	14.56	3,106		3.49	741	6.52	1,376	
	針葉樹	13.29	2,191	10	35.20	5,633		9.61	1,602		2.21	365		1.00	165	0.45	71	
然	総数	4.74	983	9	10.11	2,114		1.44	244		0.64	108		6.68	1,823	0.97	264	
	総数	2.82	704	7	5.03	1,369		0.07	15		0.03	6		6.68	1,823	0.97	264	
	針葉樹	1.92	279	2	5.08	745		1.37	229		0.61	102						
地	総数	2,445.26	399,227	1,097	7,286.51	1,198,491	12	5,196.64	850,074	2	2,682.87	439,602		1,082.88	178,961	334.17	56,115	
	総数	64.19	14,254	87	125.02	29,833	12	64.75	14,072	2	63.30	13,583		37.09	8,268	24.69	5,542	
	針葉樹	2,381.07	384,973	1,010	7,161.49	1,168,658		5,131.89	836,002		2,619.57	426,019		1,045.79	170,693	309.48	50,573	

(つづき)

区 分	単位 (面積 : ha、材積 : m <sup>3</sup> 、立竹 : 束、成長量 : m <sup>3</sup> )											
	18 年 級			19 年 級			20 年 級			21 年 級		
	面 積	材 積	成長量	面 積	材 積	成長量	面 積	材 積	成長量	面 積	材 積	成長量
立 地	総 数	388.98	99,943		100.13	23,748		101.25	22,691		143.89	28,352
	総 数	388.98	99,943		100.13	23,748		101.25	22,691		143.89	28,352
	針葉樹 広葉樹	161.37 227.61	62,889 37,054		29.83 70.30	12,468 11,280		24.39 76.86	10,055 12,636		32.01 111.88	10,274 18,078
人 工 林	総 数	142.43	58,898		27.60	11,932		16.90	8,478		19.96	7,606
	針葉樹 広葉樹	142.43	58,898		26.42 1.18	11,742 190		16.90	8,478		17.80 2.16	7,247 359
	育成 総 数	140.68	58,277		27.60	11,932		16.90	8,478		19.96	7,606
天 然 林	総 数	246.55	41,045		72.53	11,816		84.35	14,213		123.93	20,746
	針葉樹 広葉樹	18.94 227.61	3,991 37,054		3.41 69.12	726 11,090		7.49 76.86	1,577 12,636		14.21 109.72	3,027 17,719
	育成 総 数	1.08	189		0.40	83		0.06	12		0.09	17
地 域	針葉樹 広葉樹	0.46 0.62	98 91		0.40	83		0.06	12		0.08 0.01	16 1
	育成 総 数											
	針葉樹 広葉樹	245.47 18.48	40,856 3,893		72.13 3.01	11,733 643		84.29 7.43	14,201 1,565		123.84 14.13	20,729 3,011
生 成 林	針葉樹 広葉樹	226.99	36,963		69.12	11,090		76.86	12,636		109.71	17,718

(2) 制限林・普通林別森林資源表

単位 (面積: ha, 材積: m<sup>3</sup>, 立竹: 束, 成長量: m<sup>3</sup>)

区分	総数	木										地			
		立					人					工		林	
		数		面積		材積		総数		針葉樹		広葉樹		育成	
総数	49,414.29	45,504.48	22,611.11	351.77	21,940.57	21,736.87	203.70	21,836.55	21,638.30	198.25	98.57	104.02	29,604	29,134	5.45
面積	12,061.134	8,470.980	59,499	334	6,104.25	6,027.07	77.18	6,074.33	5,997.21	77.12	29.92	9,024	9,021	3	
材積	3,265.241	2,343.838	14,525	125	17,949	17,853	91	17,944	17,853	91	96	20,580	20,113	467	
成長量	19,384	19,384	18,158	125	41,168	41,055	113	40,989	40,882	107	173	6	6	0.06	
制限林	13,088.80	12,258.88	6,503.03	121.93	6,104.25	6,027.07	77.18	6,074.33	5,997.21	77.12	29.92	9,024	9,021	3	
材積	3,265.241	2,343.838	14,525	125	17,949	17,853	91	17,944	17,853	91	96	20,580	20,113	467	
成長量	19,384	19,384	18,158	125	41,168	41,055	113	40,989	40,882	107	173	6	6	0.06	
普通林	36,325.49	33,245.60	16,108.08	229.84	15,836.32	15,709.80	126.52	15,762.22	15,641.09	121.13	68.71	74.10	68.71	5.39	
材積	8,795.893	8,795.893	6,127.142	25.281	6,062.029	6,050.196	11,833	6,041.449	6,030.083	11,366	20,113	20,580	20,113	467	
成長量	44,437	44,437	41,341	209	41,168	41,055	113	40,989	40,882	107	173	6	6	0.06	

(つづき)

区分	木										地			
	立					天然					林			
	数		面積		材積		育成		複層		天		生	
総数	23,563.91	874.24	148.07	378.46	244.17	134.29	66.01	52.23	13.78	23,119.44	22,541.60	577.84	22,541.60	1,254.93
面積	3,749.414	179,221	19,845	64,737	46,439	18,298	11,705	10,158	1,547	3,672,972	3,550,348	122,624	3,550,348	1,262,710
材積	4,613	495	130	324	199	125	30	25	5	4,259	3,988	271	3,988	2,654.88
成長量	6,154.63	475.96	44.75	124.18	88.78	35.40	26.12	16.77	9.35	6,004.33	5,633.92	370.41	5,633.92	686.90
制限林	1,015.550	102,275	6,397	22,974	17,839	5,135	4,665	3,403	1,262	987,911	906,878	81,033	906,878	140,329
材積	1,344	209	34	77	46	31	16	13	3	1,251	1,101	150	1,101	8.01
成長量	17,409.28	398.28	103.32	254.28	155.39	98.89	39.89	35.46	4.43	17,115.11	16,907.68	207.43	16,907.68	1,959.97
普通林	2,733.864	76,946	13,448	41,763	28,600	13,163	7,040	6,755	285	2,685,061	2,643,470	41,591	2,643,470	1,122,381
成長量	3,269	286	96	247	153	94	14	12	2	3,008	2,887	121	2,887	8.01



(4) 所有形態別森林資源表 (面積)

單位(面積:ha)

区分	立木												人工林												
	總數						總數						總數						總數						
	總數		針葉樹		闊葉樹		總數		針葉樹		闊葉樹		總數		針葉樹		闊葉樹		總數		針葉樹		闊葉樹		
	總數	面積	總數	面積	總數	面積	總數	面積	總數	面積	總數	面積	總數	面積	總數	面積	總數	面積	總數	面積	總數	面積	總數	面積	
總計	49,412.15	45,504.48	22,611.11	22,893.37	21,940.57	21,736.87	203.70	21,836.55	21,638.30	198.25	198.25	104.02	104.02	21,836.55	21,638.30	198.25	198.25	104.02	104.02	21,836.55	21,638.30	198.25	198.25	104.02	104.02
公營	3,775.09	3,523.21	2,321.83	1,201.38	2,152.55	2,090.92	61.63	2,131.86	2,070.93	60.93	60.93	20.69	20.69	2,131.86	2,070.93	60.93	60.93	20.69	20.69	2,131.86	2,070.93	60.93	60.93	20.69	20.69
市町村營	494.19	469.07	418.88	50.19	423.87	418.88	4.99	423.87	418.88	4.99	4.99	0.22	0.22	423.87	418.88	4.99	4.99	0.22	0.22	423.87	418.88	4.99	4.99	0.22	0.22
市町村有	110.16	105.93	38.39	67.54	27.05	26.83	0.22	27.05	26.83	0.22	0.22	0.22	0.22	27.05	26.83	0.22	0.22	0.22	0.22	27.05	26.83	0.22	0.22	0.22	0.22
市町村有	2,793.71	2,604.21	1,705.05	899.16	1,585.49	1,531.11	54.38	1,564.80	1,511.12	53.68	53.68	20.69	20.69	1,564.80	1,511.12	53.68	53.68	20.69	20.69	1,564.80	1,511.12	53.68	53.68	20.69	20.69
市町村有	337.91	304.88	127.70	177.18	84.33	82.29	2.04	84.33	82.29	2.04	2.04	0.00	0.00	84.33	82.29	2.04	2.04	0.00	0.00	84.33	82.29	2.04	2.04	0.00	0.00
市町村有	39.12	39.12	31.81	7.31	31.81	31.81	0.00	31.81	31.81	0.00	0.00	0.00	0.00	31.81	31.81	0.00	0.00	0.00	0.00	31.81	31.81	0.00	0.00	0.00	0.00
市町村有	45,637.06	41,981.27	20,289.28	21,691.99	19,788.02	19,645.95	142.07	19,704.69	19,567.37	137.32	137.32	83.33	83.33	19,704.69	19,567.37	137.32	137.32	83.33	83.33	19,704.69	19,567.37	137.32	137.32	83.33	83.33
市町村有	35,024.24	32,303.17	14,141.47	18,161.70	13,718.37	13,611.32	107.05	13,668.98	13,564.75	104.23	104.23	49.39	49.39	13,668.98	13,564.75	104.23	104.23	49.39	49.39	13,668.98	13,564.75	104.23	104.23	49.39	49.39
市町村有	946.16	731.90	180.03	551.87	178.63	176.99	1.64	175.79	174.93	0.86	0.86	2.84	2.84	175.79	174.93	0.86	0.86	2.84	2.84	175.79	174.93	0.86	0.86	2.84	2.84
市町村有	38.50	38.41	33.01	5.40	33.14	33.01	0.13	33.14	33.01	0.13	0.13	0.00	0.00	33.14	33.01	0.13	0.13	0.00	0.00	33.14	33.01	0.13	0.13	0.00	0.00
市町村有	965.56	773.81	454.10	319.71	451.84	443.95	7.89	446.64	438.75	7.89	7.89	5.20	5.20	446.64	438.75	7.89	7.89	5.20	5.20	446.64	438.75	7.89	7.89	5.20	5.20
市町村有	374.24	355.45	183.76	171.69	178.52	176.83	1.69	178.52	176.83	1.69	1.69	1.69	1.69	178.52	176.83	1.69	1.69	1.69	1.69	178.52	176.83	1.69	1.69	1.69	1.69
市町村有	1,610.07	1,436.65	951.75	484.90	909.13	905.45	3.68	894.62	890.94	3.68	3.68	14.51	14.51	894.62	890.94	3.68	3.68	14.51	14.51	894.62	890.94	3.68	3.68	14.51	14.51
市町村有	3,471.62	3,201.24	1,356.97	1,844.27	1,317.36	1,310.21	7.15	1,311.50	1,304.35	7.15	7.15	5.86	5.86	1,311.50	1,304.35	7.15	7.15	5.86	5.86	1,311.50	1,304.35	7.15	7.15	5.86	5.86
市町村有	3,123.90	3,060.13	2,916.20	143.93	2,929.04	2,916.20	12.84	2,923.51	2,911.82	11.69	11.69	5.53	5.53	2,923.51	2,911.82	11.69	11.69	5.53	5.53	2,923.51	2,911.82	11.69	11.69	5.53	5.53
市町村有	82.77	80.51	71.99	8.52	71.99	71.99	0.00	71.99	71.99	0.00	0.00	0.00	0.00	71.99	71.99	0.00	0.00	0.00	0.00	71.99	71.99	0.00	0.00	0.00	0.00
市町村有																									

(つぎ)

区分	立木												人工林											
	總數						總數						總數						總數					
	總數		針葉樹		闊葉樹		總數		針葉樹		闊葉樹		總數		針葉樹		闊葉樹		總數		針葉樹		闊葉樹	
	總數	面積	總數	面積	總數	面積	總數	面積	總數	面積	總數	面積	總數	面積	總數	面積	總數	面積	總數	面積	總數	面積	總數	面積
總計	23,563.91	874.24	22,689.67	378.46	244.17	194.29	66.01	52.23	13.78	23,119.44	577.84	22,541.60	12.44	22,541.60	577.84	22,541.60	12.44	22,541.60	577.84	22,541.60	12.44	22,541.60	577.84	22,541.60
公營	1,370.66	230.91	1,139.75	98.94	57.04	41.90	26.49	17.05	9.44	1,245.23	156.82	1,088.41	0.01	1,088.41	156.82	1,088.41	0.01	1,088.41	156.82	1,088.41	0.01	1,088.41	156.82	1,088.41
市町村營	45.20	11.56	67.32	3.38		3.38	7.70	6.93	0.77	67.80	4.63	63.17	0.50	63.17	4.63	63.17	0.50	63.17	4.63	63.17	0.50	63.17	4.63	63.17
市町村有	1,018.72	173.94	844.78	95.21	57.04	38.17	18.79	10.12	8.67	904.72	106.78	797.94	8.21	797.94	106.78	797.94	8.21	797.94	106.78	797.94	8.21	797.94	106.78	797.94
市町村有	220.55	45.41	175.14	0.35		0.35				220.20	45.41	174.79	3.73	174.79	45.41	174.79	3.73	174.79	45.41	174.79	3.73	174.79	45.41	174.79
市町村有	7.31		7.31							7.31		7.31		7.31		7.31		7.31		7.31		7.31		7.31
市町村有	22,193.25	643.33	21,549.92	279.52	187.13	92.39	39.52	35.18	4.34	21,874.21	421.02	21,453.19	1.242.49	21,453.19	421.02	21,453.19	1.242.49	21,453.19	421.02	21,453.19	1.242.49	21,453.19	421.02	21,453.19
市町村有	18,584.80	530.15	18,054.65	236.44	164.71	71.73	27.84	24.62	3.22	18,320.52	340.82	17,979.70	1.174.13	17,979.70	340.82	17,979.70	1.174.13	17,979.70	340.82	17,979.70	1.174.13	17,979.70	340.82	17,979.70
市町村有	553.27	3.04	550.23	0.26	0.14	0.12				553.01	2.90	550.11	15.70	550.11	2.90	550.11	15.70	550.11	2.90	550.11	15.70	550.11	2.90	550.11
市町村有	5.27		5.27							5.27		5.27	0.06	5.27		5.27	0.06	5.27		5.27	0.06	5.27		5.27
市町村有	321.97	10.15	311.82	0.01		0.01				321.96	10.15	311.81	4.47	311.81	10.15	311.81	4.47	311.81	10.15	311.81	4.47	311.81	10.15	311.81
市町村有	176.93	6.93	170.00	4.38	2.58	1.80				172.55	4.35	168.20	4.26	168.20	4.35	168.20	4.26	168.20	4.35	168.20	4.26	168.20	4.35	168.20
市町村有	527.52	46.30	481.22	11.91	7.82	4.09	3.42	3.08	0.34	512.19	35.40	476.79	6.94	476.79	35.40	476.79	6.94	476.79	35.40	476.79	6.94	476.79	35.40	476.79
市町村有	1,883.88	46.76	1,837.12	26.52	11.88	14.64	8.25	7.48	0.77	1,849.11	27.40	1,821.71	36.93	1,821.71	27.40	1,821.71	36.93	1,821.71	27.40	1,821.71	36.93	1,821.71	27.40	1,821.71
市町村有	131.09		131.09				0.01		0.01	131.08		131.08	8.52	131.08		131.08	8.52	131.08		131.08	8.52	131.08		131.08
市町村有	8.52		8.52							8.52		8.52	2.26	8.52		8.52	2.26	8.52		8.52	2.26	8.52		8.52



(5) 制限林の種類別面積

区分	保安林				砂防指定地	保安施設地区	自然公園						鳥獣特別保護地区による	都風市計画法地による	文史に化跡係財名保勝指護天然地に記等よ念る物	自都地然環境特保自別全法環区に境よ保る全	その他	制限林の総面積								
	水源かん養保安林		土砂流出防備保安林				土砂崩壊防備保安林		その他保安林		特別保護地区	国立公園							国定公園		特別保護地区	県立公園				
	水源かん養保安林	土砂流出防備保安林	土砂崩壊防備保安林	その他保安林			特別保護地区	特別保護地区	特別保護地区	特別保護地区		特別保護地区							特別保護地区	特別保護地区			特別保護地区	特別保護地区	特別保護地区	特別保護地区
総数	2,974.08	3,214.77	117.62	8,388.17	(12.79)	4.65	(418.40)	(418.40)	(18.15)	(416.86)	(878.04)	(377.62)	(1,690.67)	(16.55)	(1.77)	(0.84)	(19.16)	(4.72)	(137.82)	(262.56)	(99.87)		(73.82)	(2,734.53)		
東北振興局管内	2,226.06	2,392.93	108.65	6,336.81	(6.28)	4.57	(184.36)	(184.36)	(18.15)	(416.86)	(878.04)	(377.62)	(1,690.67)	(16.55)	(1.77)	(0.84)	(19.16)	(4.72)	(73.44)	(262.56)	(99.87)		(37.02)	(2,455.60)		
佐世保市	1,160.81	1,206.48	81.38	2,884.92	(4.51)	4.45	(101.91)	(101.91)		(103.25)	(295.34)	(86.58)	(485.17)					(4.72)			(22.92)		(28.54)	(880.38)		
平戸市	390.49	716.81	15.42	1,561.88			(46.69)	(46.69)	(18.15)	(13.43)	(315.74)	(286.93)	(636.25)						(39.44)		(76.95)		(0.91)	(856.64)		
松浦市	480.76	321.85	9.99	983.07	(1.32)	0.12	(10.01)	(10.01)						(16.55)	(1.77)	(0.84)	(19.16)						(7.57)	(92.47)		
小値賀町				563.30			(25.75)	(25.75)		(300.18)	(266.96)	(2.11)	(569.25)						(34.00)					(603.25)		
佐々町	194.00	147.80	1.85	343.65	(0.45)																			(22.86)		
県央振興局管内	748.02	821.85	8.97	2,051.36	(6.51)	0.08	(234.04)	(234.04)											(64.38)					(36.80)	(278.93)	
東彼杵町	18.82	346.38	1.18	632.97	(5.32)		(118.12)	(118.12)											(17.12)						(160.38)	
川棚町	329.02	168.31		703.07	(1.19)		(105.34)	(105.34)											(47.26)						(110.17)	
波佐見町	400.18	307.15	7.79	715.32		0.08	(10.58)	(10.58)																(3.79)	(8.38)	
																										6.22

(注) 上段は上位制限林との兼種で外数、下段は実面積。



## (6) 樹種別材積表

単位(材積 千m3)

樹種 林種	合計	針葉樹					広葉樹		
		計	スギ	ヒノキ	マツ	その他	計	クヌギ・コナラ	その他
総数	12,061	8,471	4,311	3,908	240	13	3,590	17	3,573
人工林	8,312	8,292	4,311	3,908	65	8	19,961	13	7
天然林	3,749	179,221	0	0	175	4	3,570	4	3,566

## (7) 特定保安林の指定状況

該当なし

## (8) 荒廃地等

単位(箇所数:箇所)

区分	荒廃危険地				備考
	山地崩壊	土砂流出	地すべり	計	
総数	408	274	125	807	
佐世保市	185	94	50	329	うち国有林内7
平戸市	84	54	32	170	うち国有林内2
松浦市	39	19	17	75	
小値賀町	0	0	0	0	
佐々町	26	8	9	43	
東彼杵町	28	31	2	61	
川棚町	16	30	0	46	
波佐見町	30	38	15	83	

資料:山地災害危険地区市町村別集計表(令和3年度長崎県の林業統計)

## (9) 森林の被害

単位(実面積:a)

種類	火災			気象害			病虫害(マツクイムシ)		
	R1	R2	R3	R1	R2	R3	R1	R2	R3
総数	3	35	20	41	232	197	36,600	31,400	15,580
佐世保				19	160		600		
平戸市	3				72		11,200	6,600	600
松浦市			20						169
小値賀							24,800	24,800	14,810
佐々町		35		22					
東彼杵									
川棚町									1
波佐見						197			

資料:森林被害報告(長崎県林政課)

## (10) 防火線の整備状況

単位(延長:m)

区分	防火線		防火道		備考
	箇所	延長	箇所	延長	
総計	39	16,597			
佐世保	29	13,447			
平戸市					
松浦市	8	2,550			
小値賀					
佐々町	2	600			
東彼杵					
川棚町					
波佐見					

資料:長崎県林政課調

### 3 林業の動向

#### (1) 保有山林規模別林家数

(単位：戸)

区 分	総 数	1～3ha	3～5ha	5～10ha	10～50ha	50ha
		未 満	未 満	未 満	未 満	以 上
総 数	3,330	2,506	490	239	90	5
佐 世 保 市	1,055	786	175	75	18	1
平 戸 市	653	549	63	25	15	1
松 浦 市	460	357	65	29	9	-
小 値 賀 町	1	-	-	-	-	-
佐 々 町	194	146	19	20	9	-
東 彼 杵 町	301	214	55	19	11	2
川 棚 町	199	137	37	16	8	1
波 佐 見 町	467	316	76	55	20	-

(注) 1. 2020年世界農林業センサス（長崎県統計書）から  
2. 林家：2000年から定義が変更され保有山林面積が1ha以上の世帯となった

#### (2) 森林経営計画の認定状況

(件数：件、面積：ha)

区 分	総 数		公有林		私有林		備 考
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	
総 数	45(1)	7,397	26	1,782	49	5,615	
佐 世 保 市	17(1)	2,349	13	557	16	1,792	
平 戸 市	11	1,982	2	794	9	1,188	
松 浦 市	9	1,150	2	209	7	941	
小 値 賀 町	-	-	-	-	-	-	
佐 々 町	2	368	-	-	2	368	
東 彼 杵 町	7	657	3	78	6	579	
川 棚 町	6	537	5	77	6	460	
波 佐 見 町	3	354	1	67	3	287	

注：1 令和4年3月31日現在で有効な計画について集計した。  
2 総数の括弧書きは、公有林と私有林で認定森林所有者等が重複する場合に内数として記入する。

(3) 森林組合及び生産森林組合の現状

ア 構成

単位 (員数: 人, 金額: 千円, 面積: ha)

	市 町 別	組 合 名	組 合 員 数	常 勤 役 職	出 資 金	組 合 員 所 有	備 考	
				員 数	総 額	(組合経営) 森 林 面 積		
森林組合	総 数	(3)	6,627	21	204,533	28,377		
	佐 々 町	長 崎 北 部	3,513	10	60,979	14,488		
	平 戸 市	平 戸 市	1,327	6	45,450	7,489		
	川 棚 町	東 彼 杵 郡	1,787	5	98,104	6,400		
生産森林組合	総 数	(37)	1,362	-	62,424	1,214		
	佐 世 保 市	乙 石	10	-	-	12		
		重 尾	38	-	380	40		
		田 の 元	19	-	2,400	37		
		末 橋	23	-	510	11		
		赤 坂	23	-	2,084	6		
		鷺 尾 岳	16	-	-	9		
		猪 調	26	-	3,045	24		
		志 戸 氏	20	-	1,215	14		
		長 串	16	-	1,273	18		
		矢 岳	100	-	3,200	84		
		岳 木 場	22	-	4,698	50		
	平 戸 市	福 井	27	-	852	20		
		五 蔵 岳	27	-	1,680	17		
		上 中 津 良	60	-	3,066	82		
		中 山	13	-	902	60		
		辻 触	20	-	-	18		
		敷 佐	35	-	1,932	73		
		神 上 区	70	-	596	10		
		大 志 々 伎	40	-	284	12		
		下 中 津 良	22	-	526	63		
		主 師	21	-	624	54		
		猪 渡 谷	98	-	1,186	145		
		草 積	26	-	1,044	30		
		宝 亀	32	-	1,219	19		
		下 中 野	50	-	1,632	9		
		二 講	33	-	1,312	15		
		松 浦 市	神 船	30	-	-	23	
	獅 子		199	-	9,460	97		
	飯 良		60	-	6,110	26		
	川 内		20	-	5,000	28		
	板 橋		18	-	924	19		
	上 高 野		17	-	510	10		
	松 山 田		39	-	1,060	14		
	佐 々 町		神 田	22	-	1,846	11	
	東 彼 杵 町		里 郷	17	-	550	9	
	川 棚 町		白 石	28	-	630	23	
下 組		25	-	674	22			

資料: 森林組合一斉調査報告 (平成27年~令和3年度) ※「-」は未報告。

イ 事業内容及び活動状況等  
前述のとおり

(4) 林業事業体の現況

(単位：事業体数)

区 分	造 林 業	素 生 産 材 業	木材卸売業	木材・木製品製造業		そ の 他
				製 造 業	そ の 他	
総 数	-	44	-	21	-	-
市 町 別 内 訳	佐世保市	24		11		
	平戸市	8		4		
	松浦市	2		1		
	小値賀町					
	佐々町	4		3		
	東彼杵町	1		1		
	川棚町	3		1		
	波佐見町	2				

資料：長崎県林政課調べ（令和4年3月31日現在、木材業・製材業登録業者名簿）

※造林業、素材生産業、木材卸売業、木製品製造業には重複者を含む。

(5) 林業労働力の概況

(単位：人)

区 分	林業従事者数	
総 数	144	
市 町 別 内 訳	佐世保市	54
	平戸市	48
	松浦市	16
	小値賀町	0
	佐々町	3
	東彼杵町	12
	川棚町	7
	波佐見町	4

資料：令和2年国勢調査

(6) 林業機械化の概況

(単位：台)

機 械 名	所有台数	機 械 名	所有台数
動力式索道	-	ショベル系掘削機械	11
集材機（10ps未満）	1	チェーンソー	55
集材機（10ps以上）	-	刈払機	48
リモコンウインチ	-	植穴掘機	-
自走式搬器	-	動力枝打機（自動木登式）	-
モノレール	3	動力枝打機（上記以外）	2
小型運材車（20ps未満）	3	苗畑用トラクタ	1
小型運材車（20ps以上）	1	樹木粉碎機	3
ホイールタイプトラクタ	-	（高性能林業機械）	
クローラタイプトラクタ	-	スキッダ	-
フォークリフト	3	プロセッサ	4
トラッククレーンホイール	-	ハーベスタ	-
クレーン付トラック	7	フォワーダ	4
グラップルローダ作業車	-	タワーヤーダ	-
グラップルローダ付トラック	-	スイングヤーダ	2
トラクタショベル	1		

資料：長崎県林政課 林業機械保有台数調査（令和3年3月31日現在）

(7) 林道及び林業専用道の整備の概況

市 町 村	路 線 数	延 長 (m)	備 考
総 数	175	324,121	
佐 世 保 市	85	141,805	
平 戸 市	17	36,523	
松 浦 市	27	53,311	
東 彼 杵 町	13	25,020	
川 棚 町	12	23,594	
波 佐 見 町	16	33,036	
小 値 賀 町	-	-	
佐 々 町	5	10,832	

資料：林道台帳（令和4年3月31日現在）

#### 4 前期計画(平成30年4月1日～令和5年3月31日)の実行状況

##### (1) 間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位(材積:千m<sup>3</sup>, 実行歩合:%)

区分	伐採立木材積								
	計画			実行			実行歩合		
	総数	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数	主伐	間伐
総数	300	40	260	207	35	172	69	88	66
針葉樹	285	25	260	194	23	171	68	92	66
広葉樹	15	15	0	13	13	0	87	87	—

##### (2) 間伐面積

単位(面積:ha, 実行歩合:%)

計画	実行	実行歩合
3,000	1,748	58

##### (3) 人工造林及び天然更新別面積

単位(面積:ha, 実行歩合:%)

総数			人工造林			天然更新		
計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
180	85	47	40	19	48	120	66	55

##### (4) 林道の開設及び拡張の数量

単位(延長:km, 実行歩合:%)

区分	開設延長			拡張延長		
	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
基幹路網	21.2	1.0	5	6.1	—	—
うち林業専用道	18.0	0.9	5	—	—	—

(5) 保安林の整備及び治山事業に関する計画

ア 保安林の種類別面積

単位（面積：ha, 実行歩合：％）

種類	指 定			解 除		
	計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
総 数	682	122	18	12	3	25
水源かん養	327	78	24	-	3	-
災 害 防 備	355	36	10	12	0	-
保 健 風 致	-	8	-	-	-	-

イ 保安施設地区の面積

該当なし

ウ 治山事業の数量

単位（地区数：箇所、実行歩合：％）

保安施設	計 画	実 行	実 行 歩 合
地 区 数	70	64	91

(6) 要整備森林の森林施業の区分別面積

単位（面積：ha、実行歩合：％）

施業区分	計 画	実 行	実行歩合
—	—	—	—

## 5 森林資源の推移

### (1) 分期別伐採立木材積等

(単位 面積 : ha、材積 : 千m<sup>3</sup>)

種 別		分 期		第 I 分期	第 II 分期	第 III 分期	第 IV 分期	第 V 分期	第 VI 分期	第 VII 分期	第 VIII 分期
		面 積	材 積								
人	主	面 積		93	96	70	140	286	561	1,007	1,615
	伐	材 積		30	31	30	56	119	234	425	674
工	間	面 積		2,000	2,000	991	654	394	231	137	114
	伐	材 積		250	250	116	79	48	27	14	9
林	計	面 積		2,093	2,096	1,061	794	680	792	1,145	1,728
		材 積		280	281	146	135	168	262	439	684
		再 造 林		40	45	95	159	297	562	997	1,589
天	主	面 積		106	70	2,410	2,130	1,876	1,663	1,446	1,288
	伐	材 積		15	10	387	342	301	267	232	206
林	拡 大 造 林			10	10	260	330	476	751	1,197	6,677
	天 然 更 新			120	120	165	235	381	656	1,102	1,710
伐 採 材 積 計				295	291	532	477	469	528	672	890
林 道 開 設 延 長				4.6	15.2	-					

注 : 森林計画樹立の翌年度から5年間を第 I 分期、次の5年間を第 II 分期、以下同様とし、最終の分期を第 VIII 分期とする。



(2) 分期別期首資源表

(單位 面積 : ha、材積 : 千m<sup>3</sup>)

區分		面											積	材積	
		總數	1・2 齡級	3・4 齡級	5・6 齡級	7・8 齡級	9・10 齡級	11・12 齡級	13・14 齡級	15・16 齡級	17・18 齡級	19・20 齡級			21齡級 以上
第一分期	總數	45,504	167	249	589	1,988	5,130	12,506	18,811	4,855	862	204	144	11,547	
	人工林	總數	21,941	42	83	316	1,263	4,049	8,571	6,223	1,058	272	45	20	7,858
		育成單層林	21,837	42	83	316	1,255	4,031	8,533	6,187	1,057	268	45	20	7,831
		育成複層林	104	0	0	0	8	17	38	36	1	3	0	0	27
	天然林	總數	23,564	126	166	273	725	1,081	3,935	12,589	3,797	590	160	124	3,689
		育成單層林	378	0	10	17	63	80	90	89	21	8	0	0	61
		育成複層林	66	0	0	0	6	30	8	12	8	1	0	0	11
		天然生林	23,119	126	156	257	655	971	3,837	12,488	3,767	581	159	124	3,617
		總數	45,482	3,476	177	377	1,203	2,801	8,820	16,847	9,601	1,584	426	182	12,101
第二分期	人工林	總數	22,025	136	33	213	693	2,144	7,011	8,372	2,809	421	165	28	8,929
		育成單層林	21,849	136	32	213	688	2,128	6,970	8,311	2,762	419	163	28	8,884
		育成複層林	175	0	0	0	5	17	42	61	46	2	2	0	44
	天然林	總數	23,468	3,340	144	164	510	656	1,808	8,476	6,792	1,163	261	154	3,172
		育成單層林	390	0	5	13	40	72	86	92	61	17	4	0	57
		育成複層林	66	0	0	0	3	18	19	10	10	5	1	0	10
		天然生林	23,012	3,340	139	151	466	567	1,704	8,373	6,721	1,142	256	153	3,105
		總數	45,482	6,218	164	237	553	1,838	4,804	11,504	15,561	3,752	639	211	12,258
	第三分期	人工林	總數	22,115	231	42	83	316	1,263	4,049	8,571	6,218	1,051	251	41
		育成單層林	21,859	230	42	83	311	1,249	4,004	8,493	6,132	1,027	248	40	9,382
		育成複層林	255	0	0	0	5	14	45	78	86	24	2	1	67
天然林		總數	23,368	5,988	123	155	237	575	755	2,933	9,343	2,701	389	170	2,809
		育成單層林	405	0	3	9	27	56	80	93	84	41	11	2	62
		育成複層林	66	0	0	0	2	11	19	15	10	8	3	0	10
		天然生林	22,896	5,988	120	145	209	508	657	2,825	9,250	2,653	375	167	2,737
		總數	45,472	5,284	3,475	168	357	1,119	2,627	8,372	14,680	7,766	1,211	412	12,159
第四分期		人工林	總數	22,205	286	136	33	213	693	2,144	7,011	8,364	2,790	394	139
		育成單層林	21,863	286	136	33	209	680	2,098	6,920	8,248	2,735	381	137	9,615
		育成複層林	341	0	0	0	4	13	46	91	116	55	13	2	90
	天然林	總數	23,268	4,997	3,339	136	144	426	483	1,361	6,315	4,976	817	273	2,454
		育成單層林	420	0	1	6	18	41	69	90	95	64	27	8	67
		育成複層林	66	0	0	0	1	6	15	17	12	9	5	2	11
		天然生林	22,781	4,997	3,338	130	125	378	400	1,255	6,208	4,903	785	264	2,376
		總數	45,455	4,731	6,218	156	219	514	1,720	4,613	10,760	13,038	2,925	562	11,920
	第五分期	人工林	總數	22,295	390	231	42	83	316	1,263	4,047	8,565	6,173	986	199
		育成單層林	21,862	390	230	42	79	303	1,215	3,947	8,425	6,088	952	191	9,545
		育成複層林	432	0	0	0	4	13	48	100	139	86	34	8	118
天然林		總數	23,161	4,341	5,988	114	137	198	456	566	2,196	6,864	1,939	362	2,258
		育成單層林	435	0	1	4	12	30	56	84	100	82	47	22	73
		育成複層林	66	0	0	0	0	3	10	16	14	11	7	4	11
		天然生林	22,659	4,341	5,987	111	124	165	390	467	2,082	6,772	1,885	337	2,173
		總數	45,445	4,412	5,284	3,472	154	334	1,036	2,512	8,020	12,918	6,201	1,102	11,619
第六分期		人工林	總數	22,385	606	286	136	33	213	693	2,144	7,000	8,291	2,618	365
		育成單層林	21,856	606	286	136	28	200	644	2,038	6,842	8,179	2,558	339	9,306
		育成複層林	528	0	0	0	4	13	49	106	157	112	60	26	150
	天然林	總數	23,060	3,806	4,997	3,336	121	121	343	369	1,021	4,627	3,583	737	2,164
		育成單層林	450	0	0	2	8	21	44	74	99	93	65	45	82
		育成複層林	66	0	0	0	0	2	7	13	15	13	9	8	12
		天然生林	22,544	3,806	4,997	3,334	113	98	292	282	907	4,522	3,509	685	2,070
		總數	45,431	4,366	4,731	6,218	142	198	475	1,615	4,452	10,104	10,711	2,419	11,264
	第七分期	人工林	總數	22,475	1,027	390	231	42	83	316	1,261	4,028	8,492	5,770	835
		育成單層林	21,846	1,027	390	230	38	70	265	1,149	3,856	8,357	5,684	780	8,922
		育成複層林	628	0	0	0	4	13	51	112	172	135	86	55	188
天然林		總數	22,957	3,338	4,341	5,988	101	115	159	355	424	1,612	4,941	1,584	2,154
		育成單層林	465	0	0	1	5	14	33	63	93	98	80	78	92
		育成複層林	66	0	0	0	0	1	4	10	14	14	11	12	13
		天然生林	22,425	3,338	4,341	5,986	96	100	121	282	317	1,500	4,850	1,494	2,049
		總數	45,420	4,657	4,412	5,284	3,467	135	311	956	2,405	7,667	10,978	5,147	10,839
第八分期		人工林	總數	22,565	1,749	606	286	136	33	213	689	2,127	6,918	7,659	2,148
		育成單層林	21,830	1,749	606	286	132	19	160	571	1,944	6,765	7,548	2,049	8,423
		育成複層林	734	0	0	0	4	13	53	117	184	153	111	98	232
	天然林	總數	22,855	2,908	3,806	4,997	3,331	103	98	267	278	749	3,319	2,999	2,184
		育成單層林	480	0	0	1	3	10	25	52	85	97	90	118	104
		育成複層林	66	0	0	0	0	1	3	7	12	14	12	17	15
		天然生林	22,309	2,908	3,806	4,997	3,328	92	70	208	181	637	3,217	2,864	2,065

## 6 その他

### (1) 長崎県天然更新完了基準

## 長崎県天然更新完了基準

平成 19 年 5 月

### 1 目的

伐採跡地における森林の公益的機能の早期回復のため、適確な天然更新が図られることを目的とする。

### 2 天然更新対象地

本基準の対象とする森林は、天然更新を行う箇所のほか、気象害等による更新不成績地等とする。

### 3 更新対象樹種

後継樹となる更新対象樹種は、針葉樹及びアカメガシワ、カラスザンショウ等の高木性の先駆種、カシ類、シイ類、クスノキ、タブノキ、ヤブニッケイ、クロキ、ケヤキ、サクラ類、カエデ類、クリ、クヌギ、アベマキ、コナラ、ノグルミ、マテバシイ、ヤマボウシ、ヤブツバキ等の広葉樹であって将来高木となりうる樹種とする。

### 4 更新及び更新補助作業

- (1) 本基準における更新とは、天然下種更新及びぼう芽更新とする。
- (2) 本基準における更新補助の作業は、受光伐、地表掻き起し、刈出し、芽かき、植込みとする。

### 5 更新完了の判断基準

- (1) 後継樹は、更新対象樹種のうち樹高が次のとおりの稚樹、幼樹、若齢木、ぼう芽枝等とする。
  - 1) 天然下種更新の場合の樹高は、0.3m 以上（ぼう芽更新の場合の樹高は、0.6m 以上）とする。
  - 2) ササ類が存在している場合は、ササ丈を超える程度の高さとする。
- (2) 更新完了の後継樹の密度は、おおむね 5,000 本/ha 以上（ぼう芽枝等を含む。）とする。
- (3) 上記の条件を満たす区域の割合が全体の 70%を下回る場合には、植栽若しくは追加的な更新補助の作業を実施すること。
- (4) 上記の条件を満たす場合であっても、シカ等の獣害により健全な生育が期待できないおそれがある場合には、適切な防除方策を実施する。

## 6 更新調査の方法

- (1) 更新については、更新調査をもって更新が完了した状態を確認する。
  - (2) 更新調査の時期は、伐採後3年を経過するまでに最初の調査を実施し、最終の調査をおおむね5年を経過した時期とする。  
ただし、ぼう芽による一斉更新箇所以外については、伐採後3年を経過するまでに行う最初の調査時に明らかに更新が完了している場合は、最終の調査を省略してもよい。
- ※ 更新調査の時期の根拠
- ・ 造林未済地とは、人工林伐採跡地のうち3年以上経過しても更新が完了していない場合とされていること。
  - ・ 「市町村森林整備計画制度等の運用について」の一部改正により、天然更新による場合は、伐採後おおむね5年を超えない期間を経過した時点で更新状況の確認を行うこととされた。
- (3) 調査の方法は、原則として標準地調査によることとする。
    - 1) 標準地の数は、下記を目安として、現地の状況に応じて増減する。  
天然更新対象地面積 1.0h a 未満 2箇所以上  
1.0～3.0h a 未満 3箇所以上  
3.0h a 以上 5箇所以上
    - 2) 標準地は、天然更新対象地の地形、植生等を考慮の上、現地の実態から、平均的と見られる箇所を適切な方法で選択する。
    - 3) 標準地の大きさは、1プロットの面積 10 m<sup>2</sup> (半径 1.78mの水平円等)を設定する。
    - 4) ぼう芽により発生したぼう芽枝で3本以上あるものについては、3本としてカウントする。
    - 5) 明らかに天然更新判断基準を満たしている場合には、目視とすることができるが、この場合、野帳及び遠景写真と近景写真を1伐区当たり各1部を記録・保管する。
  - (4) 更新調査野帳の様式については、別紙とする。

## 7 その他

- (1) 法令等により立木の伐採につき制限がある森林にあつては、当該法令の規定等によるものとする。
- (2) 各地域において天然更新完了基準により調査が進められ、地域に適合する基準が確認された場合は、当該基準の見直しを検討する。

## 天然更新完了確認調査野帳

調査年 月 日  
調査員

市町名

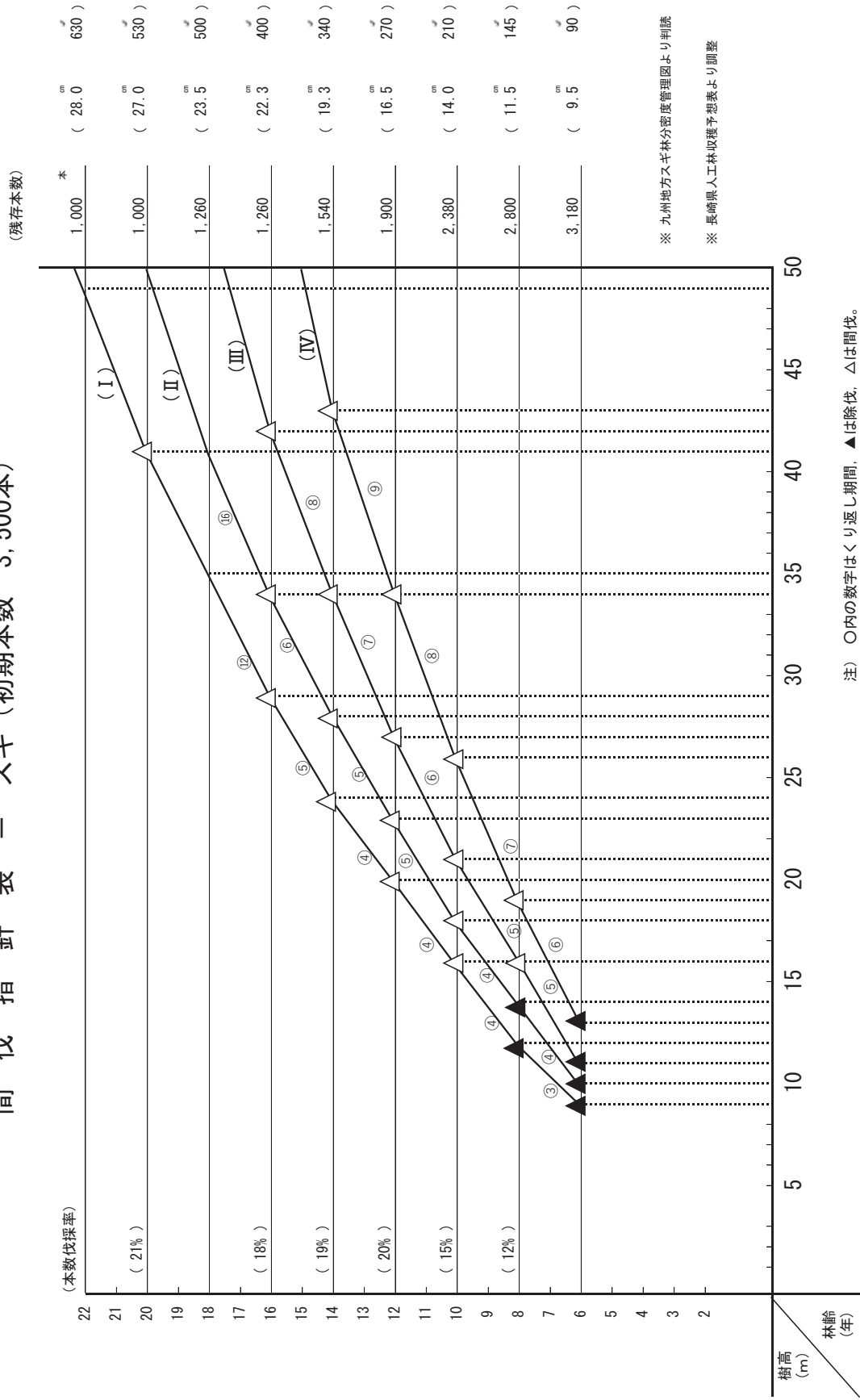
区分	森林簿				更新対象面積	伐採年	伐採後経過年	プロット番号	備考	
	林班	小班	枝番	面積(ha)						
調査地										
調査結果	プロット1			プロット2			プロット3			
	樹種	本数	樹高(cm)	樹種	本数	樹高(cm)	樹種	本数	樹高(cm)	
		プロット4			プロット5			プロット6		
	樹種	本数	樹高(cm)	樹種	本数	樹高(Cm)	樹種	本数	樹高(cm)	
判定 (複数選択し判定してよい)	A	A 天然更新完了								
	B	B 天然更新一部完了(面積 ha)								
	C	C 天然更新補助作業(面積 ha、作業種 )実施								
	D	D 植栽(面積 ha)実施								
添付資料 その他	1 森林計画図に伐採箇所を図示したもの 2 目視の場合は、遠景・近景の写真1部 3 完了確認調査は、2人以上の編成で実施すること									

※ 伐区毎に別葉とする

## (2) 間伐指針表

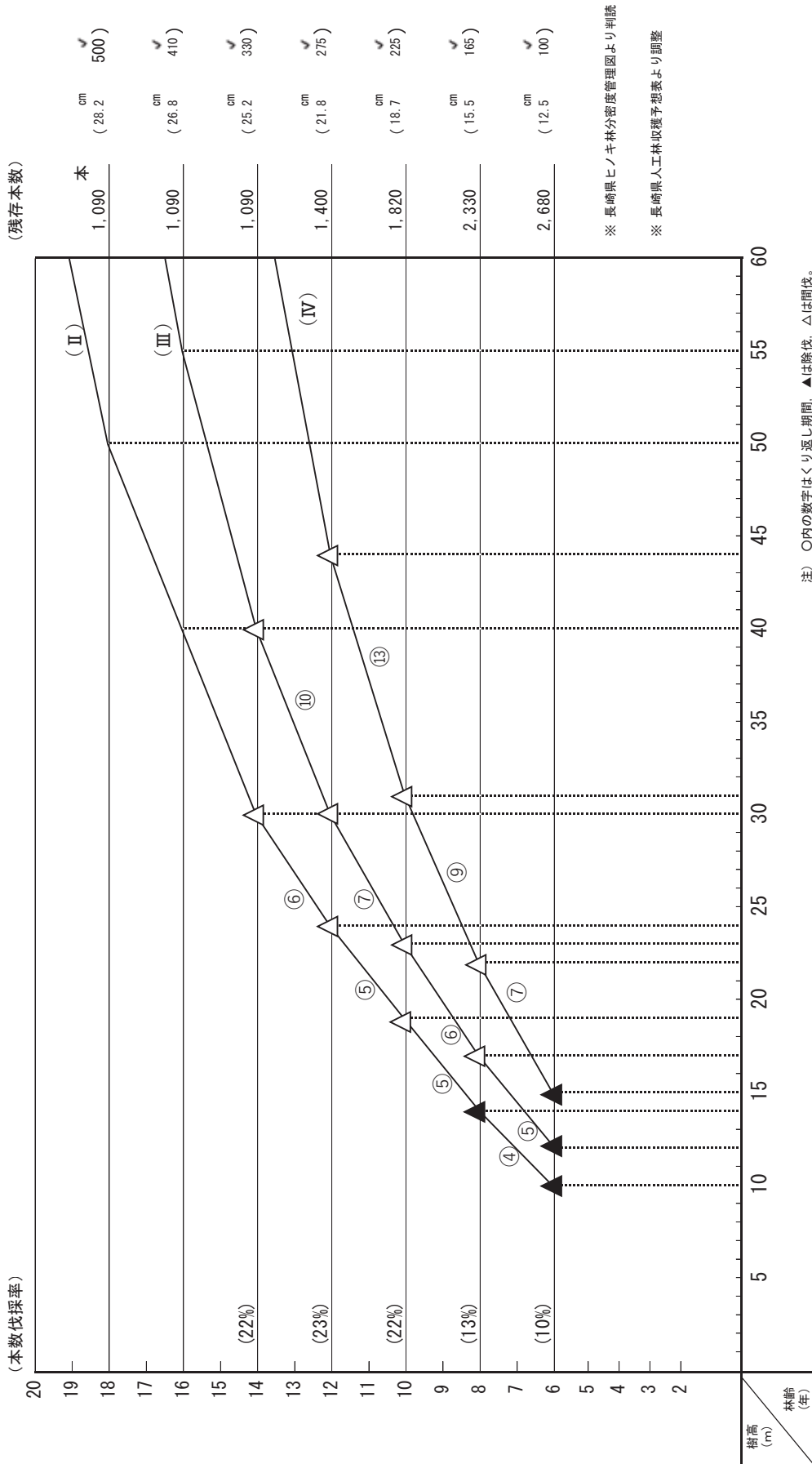
付表 1

### 間伐指針表 - スギ (初期本数 3,500本)



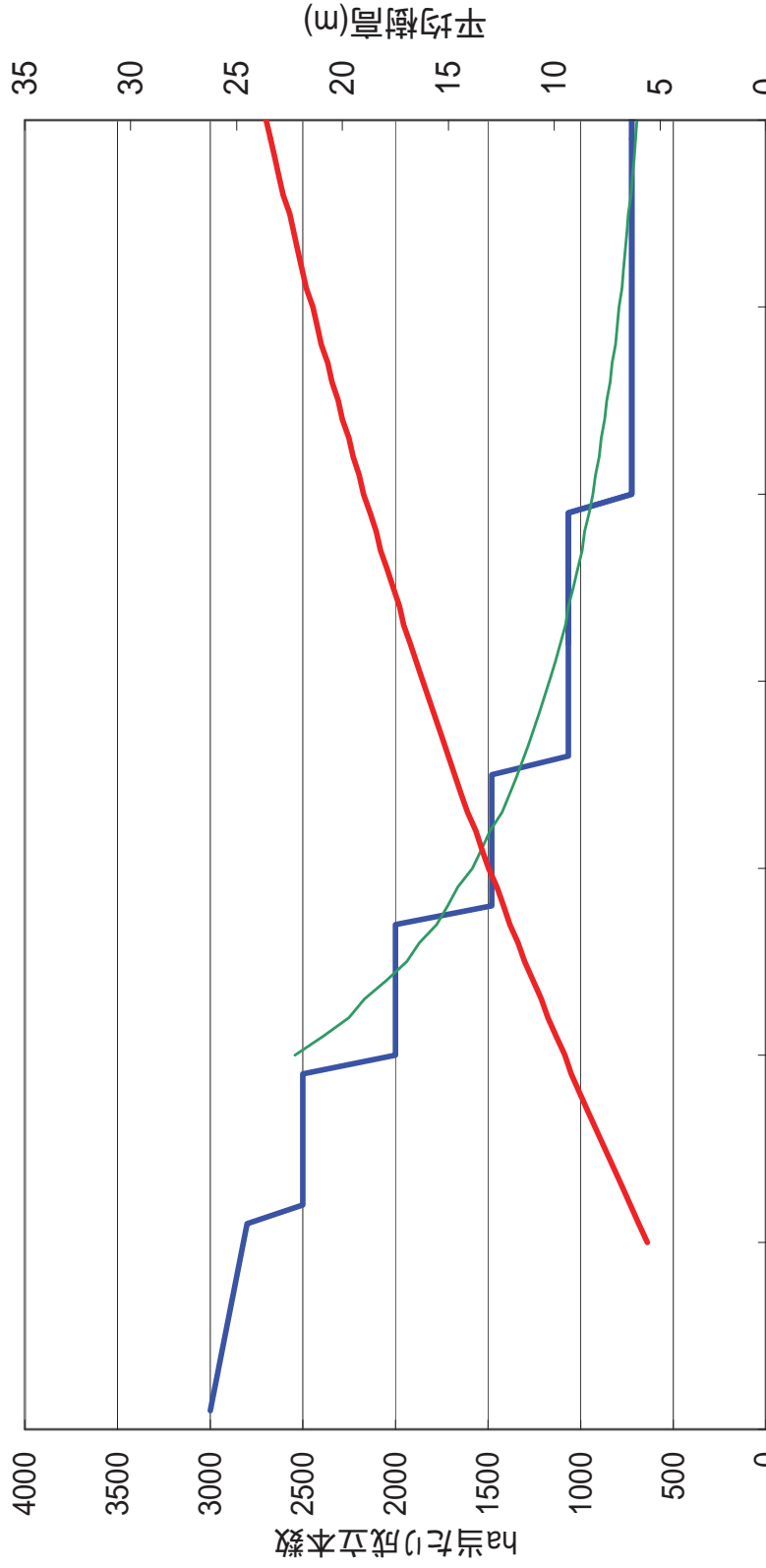
付表 2

間伐指針表 ヒノキ (初期設定 3,500本)



注) ○内の数字はくり返し期間, ▲は間伐, △は間伐。

# 長崎県スギ人工林 施業体系 地位3



平均樹高	5	9	13	16	19	21	23
平均胸高直径	9	13	18	23	28	30	31
形状比	56	69	72	70	68	70	74
見込み林齢	10	20	30	40	50	60	70
除間伐回数	除伐	1	2	3	4		
林齢	12	20	28	36	50		
間伐本数	300	500	450	300			
間伐率	11	20	26	28	32		
残存本数	2500	2000	1500	1050	750		
収量比数	0.57	0.69	0.74	0.74	0.70	0.75	0.78

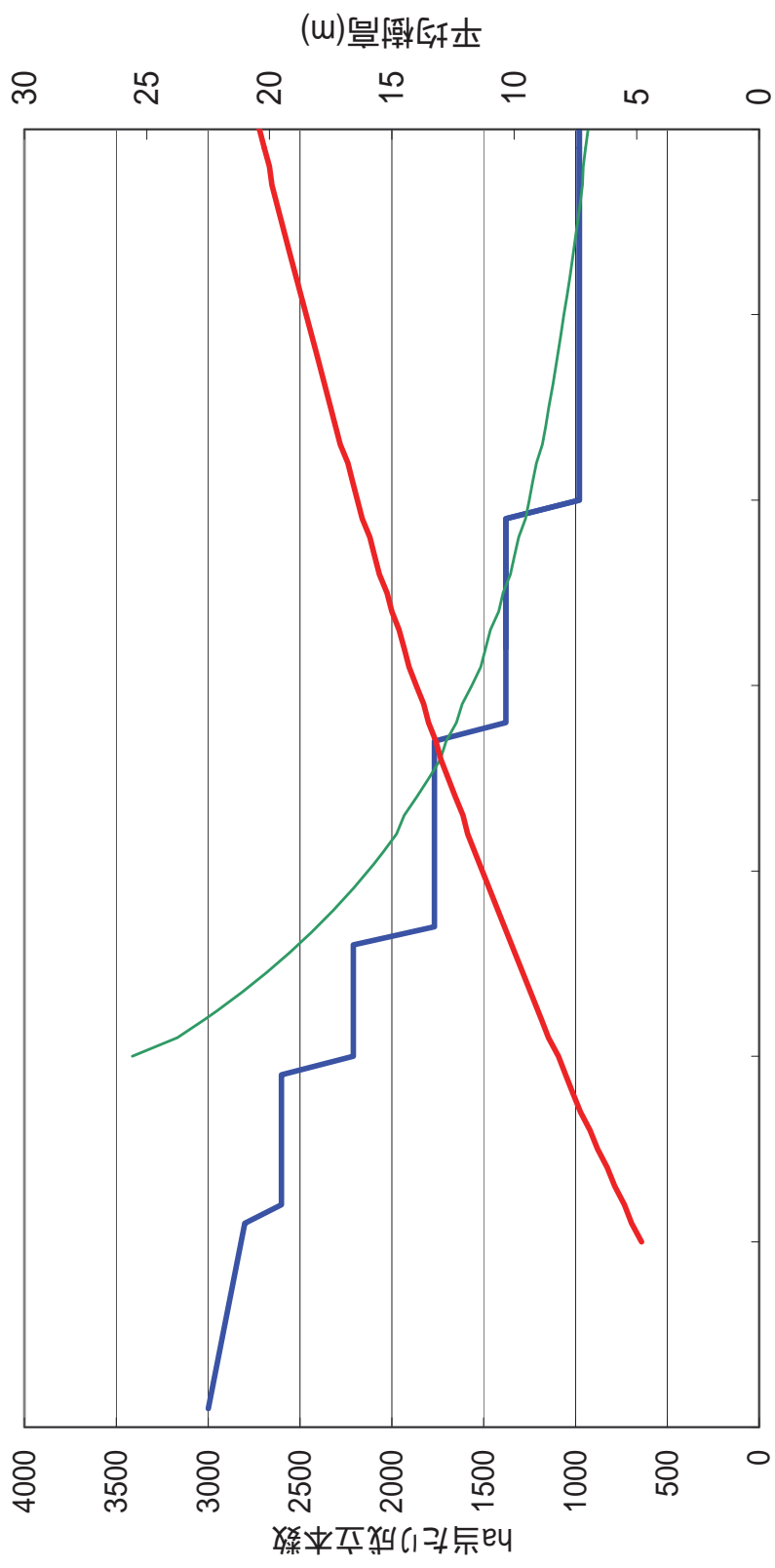
### 留意事項:

全国の施業体系をもとに長崎県版に修正適用した基準ラインを使用する。  
 伐期齢70年時の収量比数を高くする。  
 間伐回数をできるだけ少なくする。  
 利用間伐を2回実施する。

### 適用基準

長崎県スギ人工林地位指数曲線(H22.3)  
 九州地方スギ人工林分密度管理図(S55.3)

# 長崎県スギ人工林 施業体系 地位4



平均樹高	4	8	11	13	16	18	20
平均胸高直径	8	13	16	20	23	25	27
形状比	50	62	69	65	70	72	74
見込み林齢	10	20	30	40	50	60	70
回数	除伐	1	2	3	4		
林齢	12	20	27	38	50		
間伐本数	200	400	400	400	400		
間伐率	7	15	20	22	29		
残存本数	2600	2200	1800	1400	1000		
収量比数	0.48	0.64	0.71	0.73	0.70	0.75	0.79

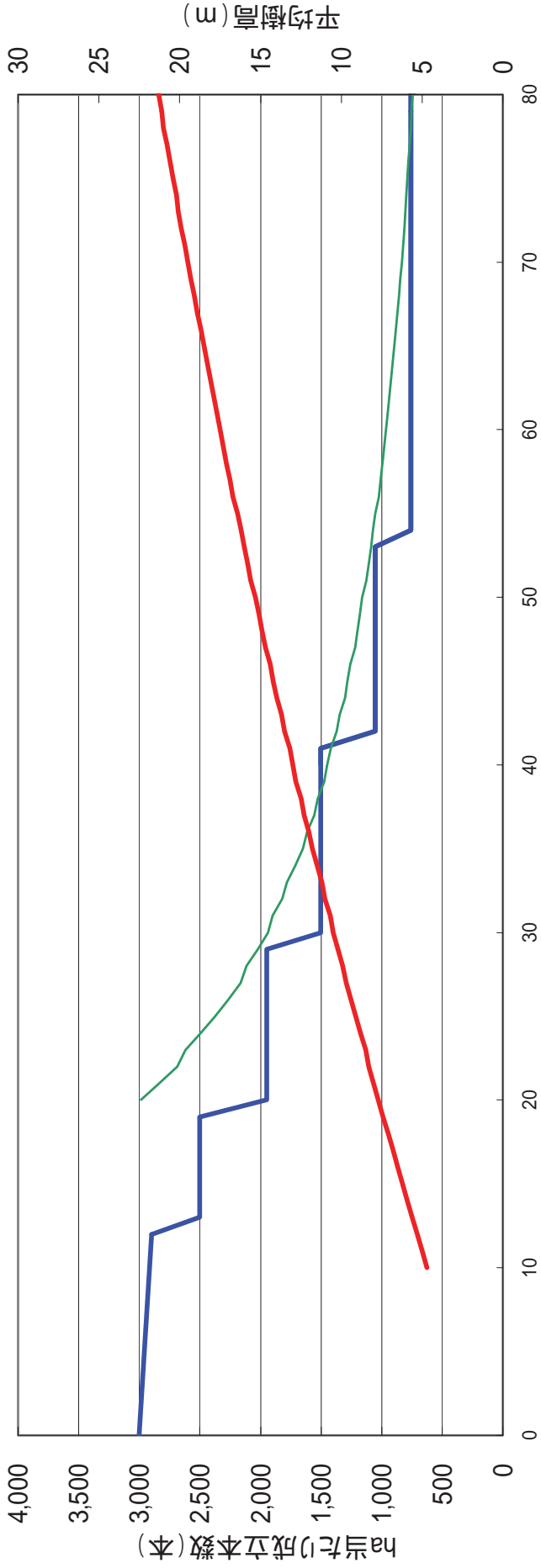
**留意事項:**

全国の施業体系をもとに長崎県版に修正適用した基準ラインを使用する。  
 伐期齢70年時の収量比数を高くする。  
 間伐回数をできるだけ少なくする。  
 利用間伐を2回実施する。

適用基準  
 長崎県スギ人工林地位指数曲線(H22.3)  
 九州地方スギ人工林分密度管理図(S55.3)



# 長崎県ヒノキ人工林 施業体系 地位3



平均樹高	5	8	10	13	15	17	19	21
平均胸高直径	7	12	16	18	22	26	28	30
形状比	71	67	63	72	68	65	68	70
見込み林齢	10	20	30	40	50	60	70	80
回数	除伐	1	2	3	4			
林齢	13	20	30	42	54			
間伐本数	400	550	450	450	300			
間伐率	13	22	23	30	28			
残存本数	2500	1950	1500	1050	750			
収量比数	0.34	0.47	0.53	0.65	0.61	0.60	0.62	0.67
IRV	0.48	0.63	0.71	0.81	0.80	0.78	0.83	0.86

注) 参考までに旧密度管理図のRyを示しております。

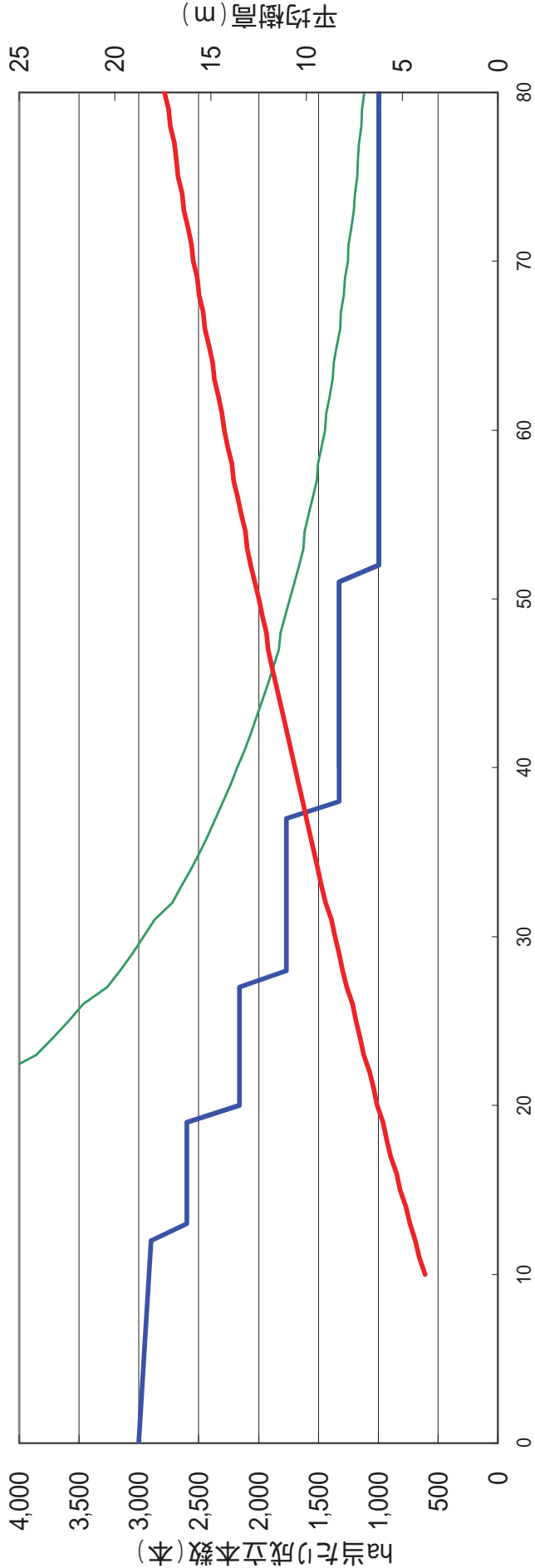
### 留意事項:

全国の施業体系をもとに長崎県版に修正適用した基準ラインを使用する。  
 伐期齢80年時の収量比数を高くする。  
 間伐回数をできるだけ少なくする。  
 利用間伐を2回実施する。

### 適用基準

長崎県ヒノキ人工林地位指数曲線 (H22.3)  
 長崎県ヒノキ人工林分密度管理図 (H22.3)

# 長崎県ヒノキ人工林 施業体系 地位4



平均樹高	4	6	8	10	12	14	15	17
平均胸高直径	5	10	13	16	18	21	23	24
形状比	80	60	62	63	67	67	65	71
見込み林齢	10	20	30	40	50	60	70	80
回数	除伐	1	2	3	4			
林齢	13	20	28	38	52			
間伐本数	300	450	400	450	300			
間伐率	10	17	18	25	25			
残存本数	2600	2150	1750	1300	1000			
収量比数	0.25	0.40	0.48	0.49	0.58	0.55	0.61	0.66
I/Ry	0.38	0.55	0.65	0.68	0.77	0.75	0.80	0.84

注) 参考までに旧密度管理図のRyを示しております。

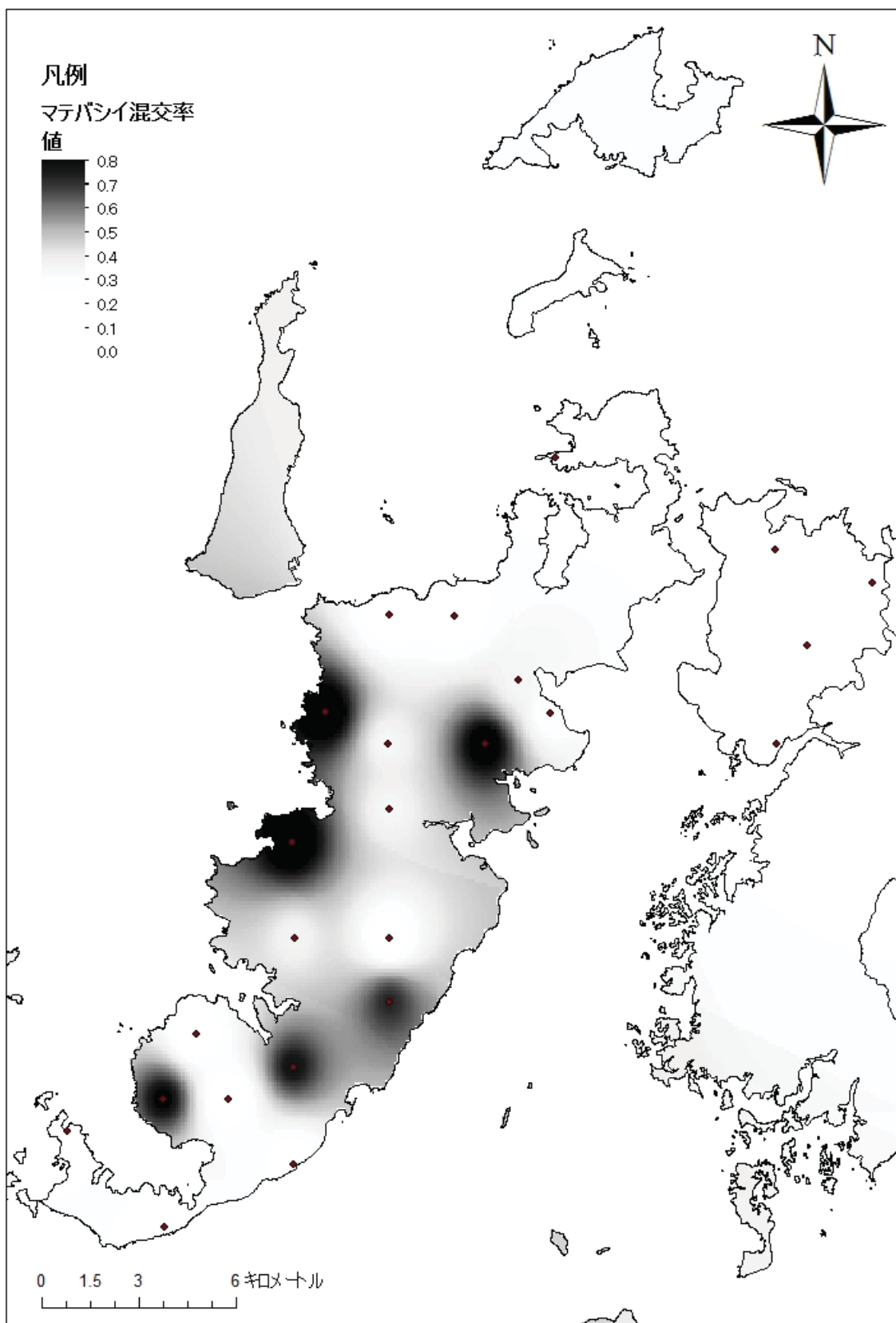
留意事項:

全国の施業体系をもとに長崎県版に修正適用した基準ラインを使用する。  
 伐期齢80年時の収量比数を高くする。  
 間伐回数をできるだけ少なくする。  
 利用間伐を2回実施する。

適用基準

長崎県ヒノキ人工林地位指数曲線(H22.3)  
 長崎県ヒノキ人工林分密度管理図(H22.3)

(4) 参考図 マテバシイの分布図



資料：長崎県「平成 21 年度森林資源モニタリング調査」

6 その他

(5) 持続的伐採可能量

第1表 主伐（皆伐）上限量の目安（年間）

単位 材積：千m3

主伐（皆伐）上限量の目安（千m3）
92

第2表 持続的伐採可能量（年間）に応じた必要な再造林率

単位 再造林率：% 材積：千m3

持続的伐採可能量	間伐材を加えた伐採可能量	必要な再造林率
92	142	100
82	132	90
73	123	80
64	114	70
55	105	60
46	96	50
37	87	40
27	77	30
18	68	20
9	59	10

- 1) 「持続的伐採可能量」は、令和3年6月15日閣議決定された「森林・林業基本計画」に「森林資源の保続が可能な主伐量の上限の検討等を進める」との方針を受け再造林率も踏まえて設定することとなったもの。
- 2) 本表は、育成単層林として維持すべき森林を対象に、Ⅱ第3の1の(2)で示す標準伐期齢を超える林齢の資源について、資源量を持続的に維持していくことが可能な伐採量の上限として算出される量（理論値）である。
- 3) 第1表の計算方法は、次のとおり。

$$E = Zw + (Vw - Vn) / Ta$$

E：主伐（皆伐）材積の目安

Ta：更新期間

Zw：対象森林の期首時の年間成長量

Vw：対象森林の期首時の立木材積

Vn：基準立木材積（対象森林が伐期齢に達した場合の立木材積の1/2）